

第三十八回国会 参議院内閣委員会会議録第二十五号

(三八八)

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十時四十四分開会

委員の異動

五月十日委員小山邦太郎君及び後藤義隆君辞任につき、その補欠として木村篤太郎君及び大泉寛三君を議長において指名した。
本日委員石原幹市郎君辞任につき、その補欠として平島敏夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 順道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
大泉 寛三君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
塩見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
平島 敏夫君
千葉 信君
鶴岡 哲夫君
安田 敏雄君
横川 正市君
田畑 金光君
高瀬庄太郎君

國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君
労働大臣 石田 博英君
国務大臣 小澤佐重喜君
国務大臣 西村 直己君

政府委員

行政管理局長 山口 西君
防衛庁長 加藤 陽三君
防衛庁教育局長 小幡 治君
防衛庁人事局長 小野 裕君
防衛庁整備局長 堀本 敏夫君
防衛庁長官 丸山 信君
外務大臣官房長 湯川 盛夫君
労働大臣官房長 三治 重信君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 小宮山 賢君
調達庁次長 有馬 元治君
労働省職業安定局職業訓練部長

説明員

本日国会に付した案件
労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
派遣委員の報告
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、小山邦太郎君及び後藤義隆君が辞任され、木村篤太郎君及び大泉寛三君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

政府側出席の方は、石田労働大臣、三治官房長、有馬職業訓練部長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤順道君 まず、国民所得倍増計画と職業訓練行政との関係、こういう面で二、三お伺いしておきます。

政府の国民所得倍増計画によりまして、今後就業構造の近代化ということに対応して、技術者とか、あるいは技能者の需要が増大するために、その計画期間中に、あるいは技能訓練によって六十万人の充足が必要だし、さらに、また再訓練すべき人員は大体百八十万人が見込まれる、こういうことであります。そこでお伺いいたしますが、技能訓練による六十万人の技能者の充足について、政府としては具体的にどのような構想を持っておられるか、この要点だけをまずもってお伺いしておきます。

○国務大臣(石田博英君) 第一は、総合職業訓練所の充実でございます。これは職業訓練法が制定されましたとき、この幅を急速に埋めていきたので、この幅を急速に埋めていきた

い、それから一般職業訓練所を助成いたします。これは今度本年は十八カ所新設する予定でございます。それから特殊の技術者を不足とする職業、たとえば建設関係、これにつきましては専門の訓練所を設置していきたいと思っております。年次その他具体的な計画につきましては、事務当局よりお答え申し上げたいと思っております。

○説明員(有馬元治君) 百五十五万の新規養成訓練の概略を申し上げますと、職業訓練におきまして、昨年度の実績が五十七万人でございますが、これを四十五年度には十三万七千人に拡大をいたす予定でございます。また、事業内訓練におきましては、昨年三十五年の修了生が三万人、これは大体訓練期間が三年のものが多くわけですが、総数においては約七万人訓練生がございまして、卒業生は約三万人、この規模を、昭和四十五年度には卒業生の総数を八万九千人に、また、訓練を受けている在校生の総数を二十六万七千人に拡大する予定でございます。

○伊藤順道君 御説明によりまして、三十五年度については五十七万人、また、三十六年度については十三万七千人と、約三倍に飛躍的にふえているわけですが、これがもしその通り実施されたとすると、大へん明るい方向へいくわけですが、これはただ単なる計画でなくして、十分裏づけもあり、公算もあり得る、そういう数字であるかどうか、ただ計画であるのか、その点をはっきりしておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 予算の裏づけをもちまして、計画通り実行いたさせる見込みでございます。

○伊藤順道君 それではさらに伺いますが、さらに再訓練すべき百八十万の面については、どのような要領で再訓練しようとするのか、これについても、概要だけ伺うのですが、その方向をお伺いします。

○説明員(有馬元治君) 百八十一万人の十カ年にわたる再訓練の規模でございますが、大体再訓練の対象を、職長上の監督者層に対する訓練と、中堅工に対する訓練と、二種類に分けられるわけでありまして、監督者層に對しましては、十カ年間に合計いたしまして四十二万人の訓練をいたす予定でございます。また、中堅工に對しましては百三十九万人の訓練をいたす予定でございます。監督者に對しましては、監督者としての必要な資質を向上させるための訓練が中心になります。中堅工に對する再訓練は、技術の革新、進歩におくれなため訓練ということが中心でございます。たとえば図面の見方、あるいは電気関係の知識の不足を補充する、あるいは計測器具の扱い方を再訓練するというふうな、当面技術革新、技術の進歩におくれなため再訓練を中心としてお願いしたいと思っております。

○伊藤順道君 次に、目標年次における工業高等学校程度の技能者の不足が

おおよそ四十四万人というように見込まれておるようですが、この充足に対する具体的な施策についてはどのようなお考えか、それも概要でけっこうです。

○説明員(有馬元治君) 私どもが立てました訓練の長期計画は、同時に、また文部省が立てておられます教育の長期計画と相関連して、両省で相談をし、企画庁がまとめた計画でございます。従いまして、工業高等学校の四十四万人増というのは、文部省が中心になりまして、下級技術者養成のための目標を樹立したわけでございます。私どもは、この工業高等学校の四十四万人の規模拡大のほかに、訓練によりまして十九年に約七十五万人が、規模拡大した結果が合計百五十五万人になるわけでございます。そこで、文部省の工業学校の養成計画と、私の方の七十五万人の規模拡大による訓練計画と、両々相俟って産業の高度成長をささえる人材養成という考え方でございます。

○伊藤道君 次に、労働行政一元化、この問題と職業訓練局新設との関係、こういう面から一、二伺いしますが、従来から労働行政の一元化が問題となっておるわけであります。そこで、職業安定行政と職業訓練行政、これは特に一元的に運営されることが必要であろう、そういうふうに私も考えておるわけであります。で、今回職業安定局の内部部局となつていた職業訓練部を独立させることによって、かえって不統一な行政が行なわれる懸念が考えられるわけでございます。これに対する政府の施策としてはどのようなお考えか、どうもせっかく一本になつておるものをさらに分離して、不

統一がかえつて出てくるのではなからうか、こういう懸念があるので、あえて伺いたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) 御承知のとおり、現在の労働行政、特に末端における労働行政のあり方につきましては、これをすみやかに一元化した方がいいと思ひまして、その具体策について鋭意検討中でございます。ただその問題と、職業訓練局と職業安定局との関係でございますが、私は、それを現在職業訓練局の行なうといたします仕事は、ただいま申しましたように、急速に拡大しつつございまして、むしろこれを独立いたしまして横の連絡を密接にすることに、かえつて私は労働大臣の直接指揮下に置いていくことの方が行政効果を上げられるものだという判断のもとに今回の局設置を提案をいたしておるわけであります。これは労働行政の一元化というものと背馳するものとは考えていないのでございます。

○伊藤道君 次に、技能検定とか、あるいは事業内訓練、これは労働基準行政に関連深いものであると思ひますが、そこで、この間の調整をどのようになさろうとするのか、この点をはつきり伺つておきたいと思ひます。

○説明員(有馬元治君) 技能検定のことから先に申し上げますが、技能検定は、今度の訓練法によりまして、初めて国家検定制として創設されて、一昨年度から実施しております。これは各種の国の試験検定制と関連を持しますので、運輸省、通産省その他関係各省とは緊密な連携のもとに、この検定制が重複、矛盾をしないように、現在

関係省と打ち合わせながら実施をしております。

さらに基準法との関係でございますが、これは御承知のように、この養成工制度につきましては、世界各国とも、基準法の特例が一部認められておりまして、わが国におきましても、基準法の七十条で職業訓練に関する特例が認められております。その一番おもなるものは労働契約期間の特例でございます。基準法上は一カ年ということになっておりますが、特例といたしましては、訓練期間が終了するまで、現在最長期の訓練期間は、企業内におきましては三年でございますが、三年間の長期にわたる労働契約が結ばれるわけでございます。さらに危険、有害業務の就業制限につきましても、訓練期間中におきましては、使用者の特別保護措置、防護措置のもとにおきまして、若干の特例措置が設けられております。この関係で、基準局出先の監督署とは、緊密な関係と連絡を保持させつつ訓練行政を指導して参っております。

○伊藤道君 職業訓練の実情について、現在の雇用の状況をなめてみますと、新規の学校卒業生については不足しておる、しかも、相当数不足しておる。ところが、たとえば炭鉱離職者、あるいは駐留軍の関係の離職者、こういう中年、老年層の再就職については、はなはだ憂うべき実情である、非常に就職困難という実態はいまなない事実であると思ふ。そこで、職業訓練に要する経費のほとんどが失業保険の特別会計に属しておる、こういうことから見ても、失業者を訓練することが訓練行政の重要な目的ではなからうか、また、当然かくあつてしかるべき

だと思ふけれども、この点がどうもうなすけないのですが、この点を一つ明確にしたいと思ふ。

○国務大臣(石田博英君) その御指摘の点は全くその通りでございます。私も、私は、やはり重点を経済政策、あるいは産業界の発展に伴う雇用の移動というものを円滑にいたしますために、その人々に対して、新しい情勢に即応する再訓練をしていく、転職訓練をしていくということが重点でなければならぬのであります。特にこの経費の支出しておる支出の形から考えましてもそうしなければならぬと思つておるのであります。が、実情はむしろ若年層の訓練が大きなパーセントを占めておるわけであります。そこで、この状態を改善いたしますために、若年層と中年層との訓練の時間、あるいは方法についての区別をつけるとか、あるいは夜間、休日等を利用いたしまして、次に転職する者は、現在の職に在る間に訓練をする方法とか、そういうものについて現在鋭意検討をいたしている次第であります。ただ、特に炭鉱離職者のために重点を置きました訓練所、たとえば熊本県の荒尾の訓練所のごときは、中・老年層が大部分でございます。中には五十五才という訓練生が二名ばかりございまして、五十一才というのも一名ございまして、それぞれ訓練を終了いたしました、就職をいたしているわけでございます。従つて、訓練所に入つてきて下されば、私はその再就職は保証できるのでありますから、われわれの方でも入りやすい態勢をこしらへますと同時に、宣伝啓蒙をいたしまして、入所していただくよう

に努力をしたいと思つております。ただ、炭鉱、駐留軍その他から発生しております離職者の問題は、それもございまして、やはり訓練とともに、新しく移動していくための住宅、あるいは子女の教育その他の関連を考えなければならぬのであります。これについては、雇用促進事業団で移動用住宅の大幅建設をいたしたいと思つてゐる次第であります。もっとも、現在の予算でもなし得る限りはやつてゐるのであります。流用を認めてもらつて、すでに八棟ばかりの住宅の建設をいたしております。しかし、それでもやはり地域的定着性というものを脱却することは非常に困難でありますから、やはり最終的には失業者多発地域に新しい産業を誘致するための条件整備ということをもあわせて考えなければならぬと思つてゐる次第であります。

○伊藤道君 お言葉ではありますけれども、現実に行なわれております職業訓練に対しては、今の中・老年層の方々は、訓練に入るときに費用とか、あるいはまた留守宅の家族の生活費、生活費ですね、こういうことに災いされて、なかなかもつて意のごとくならないのが実情である、結局まあ失業保険の方から若干出ましようし、また、訓練手当がスズメの涙ほど出るようですけれども、それだけではなかなかいられない諸雑費、あるいは家族の生活費、そういうところまでなかなか行き届かないのではないですか。せっかくそういう機関があつても、なかなか入り得ないというのが実情ではなからうか。入つてくれれば、政府は喜んでこれを再訓練して再就職、こういうことを考へているのだということばかり

ますけれども、入ってくる者はほんの一部であつて、なかなか入り得ないというのが現状、そこを打開しないと、入って再教育を受ければ再就職は保証します、そこはわかるんですよ。再訓練して、そして再就職、そこはわかるのだけれども、その前に、これは入らなければだめなわけです。入らないのではなからうか、入りたいだけだけれども、なかなか手元不如意で入れない、そのところを何とか救済しなければ、どうもせつかくのこういふ訓練がきき目がないのではなからうか、そういうふうにかえらるるわけです。この点はいかがですか。

○国務大臣(石田博英君) 御承知のとく、ただいま訓練所へ入ってきておる方については、訓練期間中の失業保険の延長をいたしております。それから失業保険の給付を受ける該当者でない人に対しては、訓練手当を支給いたしておるわけでありまして、その金額が、家族その他構成いかによつては、それだけの金額では困難だといふ御議論、決して十分なものとは思つていないのでございますが、しかし、あつた限りのことをしておるつもりでございます。ただ、現状は、私も非常にこれは最近各地を歩いて意外に思ひますのは、訓練所へ入れば失業保険の給付期間が延長されるとか、あるいは訓練手当が支給されるとかいうことを知らないといふのが非常に多いのでありまして、まずこの事実を知らせることに力を注ぎたいと思つておる次第であります。

それから、でき得れば早い時期に雇用の移動をとらえまして、前の職に就ける間に訓練をする方法というものを新たに考究いたしたいと思つておる次第であります。

たに考究いたしたいと思つておる次第であります。

○伊藤道雄君 再訓練して、そして再就職、そういう方向にいくことが望ましいわけですが、今私からも申し上げたように、これは参加しないのではなからうか、これは参加しないのではなからうかと思つておる。若し方々が約八割も占めておつて、こういう中高年令層の方が大体二割程度しかないのではなからうか、こういうのが実情ではなからうかと思つておる。今大臣も、まだ知らないのではないかと、こういうことを言われたわけですが、もしそういう方面の啓蒙宣伝が済んでいなければ、これも労働省の責任として十分啓蒙宣伝をして、かくくしかじかのこういふ機関があるんだということを、十分施策の中に織り込む必要もあると思つておる。知らないといふことでは済まされない、十分徹底させて、しかも参加しないのではなからうか、経済的に参加し得ないといふ実情を考慮していただいて、希望者はもうだれでも参加し得よう、そういう配慮が一段と必要ではなからうかと思つておる。この点に対する大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(石田博英君) 全くお説の通りでありまして、私も実は非常に最近意外の感に方々で打たれたわけでありまして、なかなか訓練科によつては、非常に希望者が片寄つたりいたしますことがございまして、そういう点、私は方々出て参りました機会に調べてみますと、中高年の人たちは、そういう経済的な援助の条件があるといふことをそういう該当者が知らないだけでなく、自治体側が知らないといふ

う例も非常に多いのであります。これはもう私自身が非常に遺憾に思ひまして、鋭意宣伝に努めております。

それから失業保険を受給しに来る人々に対して、私どもの方の窓口で勤めて、積極的に進めておられますが、これになかなか簡単に應じてこない理由の一つは、やはり年令が非常に違つておる。一緒にやらなければならぬ。それからもう一つは、現在、地域によりましては労働力の需給関係が非常に違つておる。あえて勉強しなくても、まあ仕事があるという実情も相当あります。それから、今御指摘の通り、ほかに何もしないで、民間訓練所にくつられてしまつて、失業保険だけでは家族を食わしていけないといふような問題もございまして、そこで、若い人とは中高年の訓練時間を違えとか、あるいは中高年で家族をかかえておる人は、給付された保険や訓練手当で足りない部分だけは、ほかで何とかせざるやうな時間の余裕を与えるとかといふやうな方法を親切に考究いたしまして、少なくとも半分以上は再訓練あるいは転職訓練に利用してもらふやうにいたしたいと思つておる次第であります。

○伊藤道雄君 さらに伺ひますが、現在訓練を受けておる人員については大体どのくらいかということ、それから独身と家族持ちの割合は大体どの程度か、そして、また年令的には二十代、三十代、四十代、まあ五十代はごく少ないと思ひますが、そういう各年代層の割合は、大よそでいこうとしますが、ごく概要を一つ承つておきたいです。

○説明員(有馬元治君) 訓練の実施の状況でございまして、昨年度は、先ほど申しましたように、五万七千人の公共訓練を行つております。今年度は公共訓練を六万五千四百五十人の計画で拡大をする予定にしております。また、これに対する事業内の訓練規模でございまして、昨年はやはり五万、事業内が五万六、七千でございました。ことしは六万四、五千まで持つていく予定にしております。この事業内の訓練は民間の自主的な訓練でございまして、指導奨励をして、その目標を達成させるように指導をしておるわけでございます。で、こういう状況に対しては、御質問の訓練生の年令、家族の状況でございまして、実は独身が妻帯者かといふ調査をやつておりませんので、それから、また、さつき先生の御指摘のありましたように、約七割程度の者は二十才未満の若い年令層でございまして、家族の状況調査も全国的には実はやつておらないが、これから中年層あるいは高年齢層を含めた訓練に本格的に取り組むわけでございますので、こういった家族の状況等も資料として整備し、対策を講じて参りたいと思ひます。

年令構成の点につきましては、これは昨年度の数字でございまして、大体十八才未満の訓練生は男女を通じて約七割でございまして、十九才以上というのは約三割でございまして、これに対して、初めて本格的な中高年令層に対して訓練を開始したわけでございますが、大体現在実施しております規模が三千五百名でございまして、その年令構成を見ますと、三十才のこ

ろで線を引きますと、三十才以上が五割ないし七割を占めております。県営の一般訓練所では五割程度、総合訓練所では七割程度を占めております。こういう状態でございますので、離職者訓練が本格化するに従ひまして、全体の年令構成の比率も漸次変わつてくると思ひます。

○伊藤道雄君 所得倍増計画によりまして、職業転換訓練期間中の所得の保障については、この措置を強化する必要がある、こういう意味のことがうたわれておるのでありますが、これは具体的にどういふことなんでしょうか、どの程度のことを意味しておるか、これを明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) その具体的措置の一つといたしまして、失業保険の給付期間の延長ということをしていたしておるわけでございます。ただ、これだけで十分であるとは思つておりませんので、それを軸といたしまして諸般の施策と、条件の向上に努力をいたしたいと思つておるわけでございます。ただ、ほかの、訓練を受けない場合の失業保険の給付の問題との関連もございまして、均衡といふ問題もありませんので、なかなかめんどろなことも多いのでありますが、倍増計画の中にうたつてあります御指摘の文句ににらみ合わせて検討を目下いたしておるところでございます。

○伊藤道雄君 次に、方向を変えまして、職業訓練局の組織について、二お伺ひしておきたいと思ひますが、これを見ますと、職業訓練部を今回職業訓練局に独立させる、こういうことになっておりますが、その内部組織を見

ますと、現在の職業訓練部の内部組織である三つの課、管理課、指導課、技能検定課の三課をそのまま受け継ぐことになっておるようなんです。これだけではどうも内容の整備充実というところはどうかがわれないわけです。ただ単なる昇格であって、内容の整備、充実は那邊にあるのか、疑問視せざるを得ないわけです。その点を一つ明確にしたいです。

○国務大臣(石田博英君) 今度部を局に昇格させていただきます理由の一つは、先ほどから申し上げております職業訓練の重要性、あるいはそれに関連をいたしまして、国民所得増進計画の中に、訓練の質量の拡大を指摘しておるのです。あるいは科学技術会議の答申に、技能者素質の向上ということを指摘しております。そういうようなことを背景といたしますと同時に、炭鉱あるいは駐留軍その他から発生いたします産業界の変遷に伴う離職者に対する転職訓練、これが非常に大きな社会問題となっておりますために、職業訓練行政を労働大臣の直轄にいたしたいということが一つであります。

いま一つは、職業安定局自体が非常に負担過重になりまして、私の方の役所の行政機構として均衡を失するような状態、一局長の指揮下では余る状態に、訓練部を入れますと、なるものでございますから、それも一つの理由であります。

それから第三番目は、労働行政というものは、御承知のごとく、戦後出発をいたしまして、しかも、戦前は労働行政というのは、工場法に若干の保護的部面が見られただけでございまして、

で、他は主として取り締まりの面が多かったものであります。それが保護からさらに積極的育成というような問題に労働行政自体が発展していかねばならないのであります。しかし、出発が御承知のような状態の中で起こり、しかも、歴史が浅いというところ、機構上の整備をいたさなければならぬという問題もあることは御了解いただきたいと思ひます。そこで、そういう状態のもとに部を局としていながら、人員はふやさず、組織はそのままの整備をやということになるわけでございますが、実は、この局設置と見合います裏に、雇用促進事業団を中心といたします職業訓練事業の拡大があるのであります。具体的実施の部面は雇用促進事業団の第一線の充実によって補って参る方針であります。そうして訓練局は、主として立案、指揮監督というような仕事をやって参るのであります。この職業訓練行政に携わる実人員の増加という、あるいは予算の増加ということは、主として雇用促進事業団の実施部面においていたすことに相なっておるわけでございます。

○伊藤道雄君 お言葉ではありますけれども、内部組織はそのまま、そして職員の数も現在の六十名をそのまゝ、言うなれば、質量ともに変化は見られないわけですね。ただ部を局にということだけである。ただ、そういうところにはあまり影響はないのだが、裏に実はかくかくの問題があるのだというところを今御説明になったわけですが、そうであるならば、どうも現在のままでもよろしいのではないか、いわゆる質量ともに関係のない、今で

もそれが十二分に部としてやり得るならば、これは局にしないとうしてもやれない、現在のままの部ではどうにもならない、そういうことの理由にはならないと思うのですが、そこらのところはどうですか。

○国務大臣(石田博英君) 部を局にいたします直接的な影響と申しますのは、職業安定局長の指揮下に離れまして、直接労働大臣の指揮下に入ることである。そのことは訓練行政の労働省内における行政上の地位が非常に高まるということの意味をいたします。

それから、いま一つには、職業安定局の負担過重ということを経減するということにもなるわけでありまして、私には、やはり職業訓練を独立させて、そうして訓練局は労働大臣の直接指揮下に入る、そうして安定行政とは横の連絡を密にしていく必要を強く感じましたので今回の提案をいたしましたわけでございます。現在のままでもどうにもならない、にっちもさっちもいかないと、問題ではなくして、これから積極的に拡大して仕事を第一段の足固めといたしまして局に昇格をいたしたい、こういうわけでございます。

○伊藤道雄君 先ほど伺ったわけですが、職業安定行政と職業訓練行政の一元化ということは非常に大事な点であらう、もしそういう考え方に立つたならば、当然現在のままの方が一本化しておいて、どうもいろいろ御説明はございしたけれども、まだ私をして納得させ得ることはできないと思う。結局現在のままの方が、どうも行政の能力を期待できるのではないかと、そういうふうな考えられてならないので

すが、いまだ一度一つ納得できるような……。

○国務大臣(石田博英君) 職業安定行政をやつて参りますために、そしてその雇用の促進をいたして参りますために、職業訓練がこの基礎条件として必要でございます。これはもう申すまでもないことである。しかし、それと同時に、職業訓練行政というものの大きさ、あるいはその性格というものは、やはり教育訓練という意味でありまして、私は、たとえば文部省が教育専門にやりまして、職業のあつせんその他は私どもの方でやるといふような関連、それは横の連絡をよくいたしまして、安定局及び訓練局相互間の横の連絡をよくすることによって、私は一元化は妨げられないでいくのではなからうか、労働行政は、私は、そのことは上部機構においてもそうでありまして、特にこの一元化が必要に感ぜられますのは、末端機構におきまして非常に区々まちまちの状態にございます、それを一元化いたしますとしまして、やはり労働局は労働局、基準局は基準局、それぞれ監督者のもとに労働大臣に直轄する、そういう意味の一元化をいたすのであります。訓練行政は、何と申しまして、これから飛躍的に拡大しなければならぬものである。この際、その足固めとして独立した方が効果が上がると考えておる次第であります。

○伊藤道雄君 この訓練行政自体、飛躍的な拡大をしたいということであるのならば、現在の六十名ではやはり期待できないのではないかと、そういうふうな考えられるのです。そこで、お伺いいたしますが、現在六十名というのは、これはほんとうはいま少し増員を要求したのであるけれども、これは何かの理由で削られてしまったというのであるのか、もともと六十名で、一名も増員は要求していないのか、もし要求してこれが削られたということであるならば、いかうな理由で削られたのか、この点が一つ明確にございします。この点を明かにしていただきたい。

○国務大臣(石田博英君) 初年度でございまして、それから雇用促進事業団において相当の増員をいたします。特に実施部面、指導員その他の充実は、現在に計画、立案、監督という仕事を本省でやりまして、実施部面をふやす方が適当と考えておりましたので、本局の増員は当初からいたさなかったものであります。ただ、これから仕事はふえて参りますし、質量ともに充実をはかつていかなければならぬので、将来の問題は別であります。が、本年度は増員を本局としては要求いたしておりません。雇用促進事業団は相当ふやしておりますけれども。

○伊藤道雄君 時間の制約がございしますから、最後に一点だけ本日のところは伺っておきますが、最後に、局長のポストを一つどうしてもこの際ふやしたい、いろいろの内部の事情があつて、局長級の一つ引き上げなければならぬ、そういう人物がある、大臣としていろいろ苦慮していただけれども、これは部を局にすれば大へんこの機会に都合がいい、私の顔も立つし、その人にも報いられる、そういうふうにお考えになって、局長のポストをふやすために絶好の機会であらう、そういう

ふうにお考えになったとは思われませんが、そういう事情も幾分あるのじゃないかと私は考えられる。その点いい悪いというわけじゃございませんが、正直に漏らしていただきたいと思っています。

○国務大臣(石田博英君) 正直に申しまして、具体的な人を考えて、そうしてそのためにこういうことをいたしたのでは決してございません。やはり根本は、職業行政を飛躍的に増大をさせたいという一念にはかならないのであります。正直に申し上げますと、労働省は先ほどから申しました通り、その仕事は漸次拡大をいたしてきておりますし、その内容も非常に移り変わってきておるわけでありまして。ただ、局長のポスト云々ということとは別といたしまして、多くの人材を必要とし、その人材に希望を持って働いてもらうことがだんだん必要になって参ります。そういう状態の中で、私のところは四局ございまして、一局は婦人少年局であります。そういう意味におきまして、優秀な人材に希望を持たせたいということが私の潜在意識に全然なかったということをおし上げれば、これはもうそになると思います。これだけは申し上げておきます。

○横川正市君 ちよつと関連して一言。八日の日の新聞を見ると、三池の栗木社長以下が辞職表明をいたしました。その会議直前に辞職が取りやめになりましたので、私は、会社の役員がだれになるかということで質問するわけではございませんが、先ほどの伊藤君の質問の中にも、中年離職者の転職訓練について審議会の答申がすでに示され

て、労働省でもこれに伴って具体的な対策が立てられていっているようでありまして、三池の場合には、労働省が相当他の前例と離れて、特別な取り扱いをしてその離職者対策をやった。ところが、その経緯を見ていると、労働省と労働組合とは、きわめて熱心にこの問題をやってのけたのだが、この三池会社側は何をやったのだ、こういう声が上がっているわけだ。私は、悪く言えばこういう見方もあると思うのであります。最近日経連の前田専務は、石田労働大臣や総理の労働対策ないしは公務員に対するベス決定等のいきさつから見て、きわめてなまぬるいという指摘をしている。しかし、総理もあなたも、なまぬるくないのだという反論をしている。そのままいくと、なるほど労働者の味方になって働いているような見方もするけれども、いわばあまりむごいことをするのを一般の大衆の耳目からカムフラージュするために八百長芝居を日経連の舞台でやったのではないかという見方も成り立つと思う。そこで、あまりにも労働省が、なるほど国の機関を活用して、特別な例として取り扱った事例ですから、非常に積極的に行われることはわれわれとしても感心すべきことだと思つておられますけれども、その場合に、三池鉱山の経営者側が労働省がわからないような格好で行なわれているということについては、私は、本質的な問題で非常に遺憾な点がある。労働大臣は一生懸命やられているのに、そういう難くせをつけられるのは不本意だと言われる点もあると思つておられます。ことに私は、中年離職者の対策は、今後経済の伸長に伴

て、非常に重要問題になってくるわけでありまして、三池だけを中心にやられることだけでは済まされない事態が到来すると経済の発展の中で当然考えられるわけでありまして。私は、その間における使用者と労働者の関係、労働省と一般の公共に奉仕する精神、また、労働省と一般組合との関係で、非常にむずかしい問題が出てくると思うのであります。この点について一つ労働大臣の意見を伺つておきたいと思つておきます。

○国務大臣(石田博英君) 前段の日経連の専務理事と私どもの労働行政、特に賃金政策に対する見解の相違でございますが、これは私自身、非常に意外、かつ、遺憾な意見だというように日経連の意見を思つております。従つて、私は、御承知のように、反論を加えたのであります。決して八百長などといういやしい根拠は持つておりませんし、私自身そんなことをあえてする必要を感じておりません。これは明確にいたしておきます。

それから三池の問題であります。三池の問題は、あの中労委のあつせんの経過にかんがみまして、政府はその責任を最終的に負うということを表明いたしておるわけでありまして。しかし、これは最終的には負うということであつて、会社側がまず第一段階にその責任をとつて、最善の努力をしなければならぬことは、これは申すまでもございませぬ。で、会社側は、当初三百人であつたと思うのでありますが、会社側としてあつせんをするということが申しておりました。しかし、御承知のように、なかなか思わしくはかどらなかつたのであります。そこで、私

もの方から強く督促をいたしまして、今、会社側では就職あつせん課というものを設けまして、私どもに対して約束をいたしましたことの履行に努力をいたしておる次第であります。で、石炭産業を中心としたします産業界の転換に伴うところの雇用の移動、これをどう処理するかという問題、あるいはまた、それは当然中高年令層が多くなるわけでありまして、中高年令層の再就職の問題と関連をいたしまして、三池の問題は、政府といたしましては、単に中労委のあつせんの当然の結果ということではなく、やはり将来にわたつての今申しましたような問題を処理するモデル・ケースとして、これから努力をいたすつもりでいる次第であります。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

○横川正市君 これは十日の新聞記事で出ておりました問題ですが、大田区の池上の徳持町の神田さんという主婦が、自分の家族の不幸な経験から、身体障害者施設の作業所を作つて、そうして最近成績を上げて、すでに二十人くらいは就職をさせておる、こういう記事が出ておるわけですが、この方式を見ておると、いかにも乏しい――まあ施設と言えないような中で、お互いの信頼と愛情にささえられているという状況です。私は、一般に慈善として、これは美談で過ごされていくのじゃないか。しかし、これを国が政治や施策であたたい手を伸ばすとするれば、一体どういふふうにかが所管の行政として行なわれていくのか。まあ気がつい

たものは慈善心で対策を立てる、気がつかないところは、国のいわば陰の状態として放任されていく、これでは近代国家とか文化国家とかいうことは言われないのであります。こゝまでやはり労働行政としては手を差し伸べすべきではないか。たまたま労働大臣は下谷あたりの子供の会合にときどき出ている写真を私は見るわけでありまして、労働大臣は慈善心をもつてその会合に行くことは私はいふと思うのであります。しかし、それだけでは全国に散在するこの不幸な者はなかなか救済されないといふ、こう思うわけでありまして、たまたまこういふ一つのできごとを通じて、この機会ですから、一つこれは労働省としてもすでに手をつけて、あるいは部分的にはできているが、全般的にはいかにないという問題であると思つておられます。この機会ですから聞いておきたいと思つておきます。

○国務大臣(石田博英君) 労働行政として当然行なわなければならないこと、まだ整備充実を見ないために、その整備充実を見ない欠陥を各方面の有志の方々が補つていただいております。実情であります。このことについては、その有志の方々の御努力について深く感謝をいたしますとともに、私どもはますますその整備充実を急がなければならぬ責任を感じておるわけであります。

ただいま御指摘の身体不自由者の職業訓練の問題であります。これはもうすでに計画を立てまして整備充実を実施中であります。今後三カ年で第一の計画を終了いたします予定になっております。しかし、そういうこととは別に、有志がそういうふうによつて下

さつておる仕事に對しまして、政府といたしまして、それぞれで得る限りの助成援助の道を講じたいと考えておる次第であります。

それから、なお、これは誤解のないように申し上げておきたいと思うのですが、私が特定の団体へ、あるいは特定の慈善事業に参加をいたしますのは、労働大臣として参加をいたしておるのではないのでありまして、私が労働省へ参ります前から關係をしていはる。私の個人として尽くし得ることに限りがございまして、その個人としての境界の手一ぱいをやっておる。これはもう労働大臣として、一定区域だけに重点を置くことの間違いは、これは申し上げるまでもありません。しかし、これは労働大臣としていたしておるのではないので、誤解のないように了解願います。

○横川正市君 それは有名人士ですから、個人石田か労働大臣石田かということになれば、これはどっちの問題でもないで、ひがんで言うことではないのですが、いいことだと思ふのです。それはしかし、それだけにとどまってもらったのでは困るから、少なくともこういう日の目を見ないような状態には、私は、やはり政治で手を伸ばしていくことが必要じゃないか、しかも、所管官庁は労働省である、こういうことでお聞きしているわけですね。

それからもう一つは、私は、中間の年齢層に立つた者の離職状態というのはこういうところにも出ているのじゃないかと思ふのです。たとえば中学を卒業してそば屋とか洗濯屋とか、牛乳配達とか新聞配達とか、菓子屋の店員とか野菜屋の配達人とか、肉屋の

店員とか靴屋の店員、いわばサービス業に類するところに入る。最近の傾向を見ますと、めん類などの値上がりは十円か十五円上がっています。配達料は一回について十円とかになつていま

す。しかし、事実上は店員と店主との雇用關係というものは、これはいわば一般には表にも出ていないように、三二%ぐらいですが、五百人以上の従業員のある工場の賃金を一〇〇とした場合に、そういつてまあ十八、二十才まではがまんして働けけれども、それ以上は単独の経営形態をとるか、他に転職をするかというところに問題が出てくると思ふんですよ。そこで、今の問題としては、単価の値上がりは原料の値上がりではないというところは、政府でも卸売物価は上がつていないというのですから、そうすると単価の値上がりは、一般の商店のおやじさんのいわゆる消費生活の値上がりによつて、販売するうどんなが値上がりになると、ことなか、その中には必ず店員の待遇上の問題も入つていくということでは、値上りなりのことになると、もしこの看板にいろいろ諸経費があらますというその諸経費の中には、店員の待遇改善もあらますと、それをやらない。しかも、そばは上がつた、これは道義的な問題としてどこにも責めるあらはないわけですが、そういうささいな事柄も非常に注意をして指導をしていかないと、中間年齢に立つてからの離職者というものは、こういう面からもどんどん排出される。そして年令がある点になつたときに労働省は一括引き受けて技術教育をしなればならぬという状態になつてくる。そういういわば温床を、これを一

体労働省としてはどういうふうにか考へているのか、非常に大切だと思ふんです。

○國務大臣(石田博英君) 一般的にサービス業の料金であります。賃金というものは、これは当然経済規模の拡大に従つて、国自身の国力の増大によつて一般的に当然上がるべきものだと思います。しかし、その上がる賃金は生産性の向上によつてまかなうべきものであつて、それを消費者に転嫁すべきものではない。これはもう一般的な議論であります。私もそう思ひます。ただ、生産性の向上によつて消化し得ない部門もある。それは床屋であるとか、あるいはたばこ横川さん御指摘のような職業の場合はそういうことが言えると思ひます。そういう場合に、それが一般のほかの労働賃金が上がるに從つて、そういう職業に従事している人の賃金を当然上げられるのですから、上がった部分は、これは料金の値上がりとして現れてくることは当然やむを得ないと思ひます。特に日本の場合には、そういう労働力というものの對する正当な評価がなされていまい。たとえば出前という制度一つとってみても、アメリカあたりでも出前はあります。出前はありますが、第一これは片道で、弁当などを持っていったら、容器はそのままだ置いてくるんです。それからもう一つは、あつた方がある方と、持つてきてもらった方がある方と、持つていった方は、あつた方と云つた方。チップをもらうと云つて、日本では、わざわざ持つていった方があつた方と云つた方。しかも、ただ

だ。これはやっぱり労働力に対する正当な評価が行なわれていない証拠でありまして、出前とか御用聞きとかいう制度は、私は、元來廃止するべき性質のもの、あるとすれば、正当な料金を付加されるべきものと考へておる次第でございます。しかし、そこに問題がございまして、労働賃金の値上がり、あるいは出前とか御用聞きとかいうことに――結局労働賃金であります。が、そういうことに充足するためと称してものを上げておきながら、たとえば床屋代を上げ、そば代を上げておきながら、実際それは働いてる人たちの条件の向上に向けられないで、店主の方がふくらんでいくということであつては、これは道義的にまず許されないことである。と同時に、そういうことは一時的にはいいかも知れませんが、結局はいい労働者を得られないわけでありまして、中小企業の健全な発展のためにも好ましくないこととございまして、私は、原則論として、先ほど申しましたように、生産性の向上で消化できない賃金、これが一般の賃金の上昇に從つて上げられるべきことは当然であります。その影響を受けてその部門における料金が上がつてくることはやむを得ないという見解はとりましても、しかし、それが実際に労働者の条件がよくされていくかどうかということ、労働者のためのみでなく、中小企業の経営の恒久的安定のためにも、今特に第一線の基準局に命じまして調査をいたさせておるところでございます。

○委員長(吉江勝保君) ただいま小坂外務大臣、小澤行政管理庁長官、山口

行政管理局長、湯川官房長が出席になりました。

○千葉信君 今この委員会で審議中の労働省設置法にも直接の關係を持つてゐる問題で、しかも、さきにこの委員会をはなれた遺憾な審議の経過を通じて通過いたしました外務省設置法にも、全く同種の問題がありますので、外務大臣及び行政管理庁長官に御質問したいと思ひます。

最初に、行政管理庁長官にお尋ねしておきたいことは、行政機構の中に各種審議会、調査会ないし懇談会の整理統合という問題について、閣議で明確にするという約束をこの委員会であつたお約束が、その点はどうなつてゐるか、お尋ねいたします。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 四月十二日に行政管理庁の通牒を出しまして、その通牒を四月の十二日に閣議で確認いたしましたのでありますから、その通りいたしておると思つております。

○千葉信君 外務大臣にお伺ひいたします。外務省設置法の審議に際して、伊藤委員の質問に大臣は答へられて、外務省の中にある外交問題懇談会等については、これは国家行政組織法第八條違反ではないという見解に立つて、廃止をされるという答弁はいたされたわけですね。今月の十日に予定されてゐた外交問題懇談会を取りやめたということを私は承知しておりますが、取りやめられた理由は何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 実は、先般申し上げましたのですが、私ども、ただいまの行政管理庁長官の閣議における御発言、また、その後にいただきました管理局長通牒……

○千葉信君 声が小さくて聞こえない。

○國務大臣(小坂善太郎君) というものにつきては、これは十分御趣旨に沿うてやっていたと、こう考えておりますが、この前の委員会でも申し上げましたように、外交問題懇談会というものは、内規も実はないような、ほんとうの自主的な……。

○委員長(吉江勝保君) 質問と違ふのじゃないですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) いいえ、その序論からです。それじゃ簡単にやります。

内規がないような非常に自主的な運営をやっております。諮問もしないし、答申も求めない、こういう趣旨でやっておりますのでございませうから、これは私どもは国家行政組織法第八条と関連しないものと、こういう気持ちでおります。従いまして、五月十日に予定されておりました外交問題懇談会は、そのまま取りやめませんで、予定通りに開催いたしております。

○千葉信君 五月の十日に予定された懇談会を取りやめないでやったということになれば、ますます問題になると思ふんですが、その問題に関連して、まあ省令のようなものを設けない、従って、単に閣議の決定だけだという御答弁ですが、閣議の決定というのは昭和三十五年の七月の二十五日、私はその内容を持ってありますが、きょうは時間がありませぬから、私は単刀直入に問題を究明する必要があると思ふので、具体的問題に入りまして、何か全く私的な機関であるかのような、外務省そのものという公式の行政組織とは関係がないかのような御発

言ですが、私はこれは許せない。たといそういう諮問に應ずるとか、ないしは答申をしないとは言つても、そんなことは行政組織法八条では何も関係なしに、付属機関という形が行政組織法上明確になっている。しかも、それもあくまでもこれは私的なものだから問題でないというならばお尋ねしますが、外交問題懇談会のおそらく十日もそのうだと思ふのですが、会合一回開くたびに、謝金として一人当たり二千元の金を出している。まずこの謝金とは一体何なのか。政府が、だれであらうと、日当を払い、謝金を払い、給料を払う場合には、根拠規定が明確でなくちゃいけない。でために国民の税金を使つてはいかぬのです。従つて、この一日二千元の謝金はどういう根拠に基づいて出しておられますか、これをまずお伺いします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 外交というような問題は、これはできるだけ国民の各界各層に、その事実が展開されるその基礎になる条件を知つていただくことが必要だと思つております。そういう意味で有識者の方にお集まりいただいたいて、いろいろ外交の問題についての意見を伺わしていただき、その間に御質問があれば、政府の方から、たとえばこの問題についてはこういう事情になつておりますということを御説明申し上げて理解していただくという事は、非常に有意義だと考えておりますので、まあそういう方の、その委員になつていただく方が懇談会に出席するためには、車代及び研究のために必要な書籍の購入等の経費もまた要するわけでございますし、これらの費用に充てるといふ意味で、謝金と

いたしまして、謝金によって、出席回数に応じて、ただいま御指摘のように一回二千元ということを支給いたしておるわけでありませう。

○千葉信君 何か外務大臣の答弁を聞いてみると、外交上重大な問題について、国民の理解等に対し、知つてもらいたいから、国民の立場に立つて、国民の方が希望して集まつたような格好の答弁ですが、閣議の決定はそんなことを否定しております。外交問題懇談会を設置するにあつたの閣議の決定というものは、はっきりここに書いてあります。昨今の複雑かつ不安定な国際情勢は、これを正しく把握することが容易でないため、ともすればわが国内で不必要な摩擦を生じやすく、このため、真にわが国益に沿うた地道な外交施策の遂行が妨げられるおそれがある。よつて、政府は、この際、わが国民各分野の有識者の協力を得て、国際情勢と、そのわが国に及ぼす影響とを正しく分析把握し、広く国民的な視野と理解のもとに、真にわが国の利益と世界平和に資するような外交施策を行なうため、各方面の有識者のうちから約三十名の委員を委嘱し、重要な外交問題について協議懇談することとする。これがあなた私的な機関だと言えますか。しかも、払つてゐる金は車代だ、お礼だ、車代であり、お礼であつても、これは法律に違反するのです。よ。外務省の職員というものは、設置法並びに国家公務員法等によりまして、その賃金の支払いの根拠規定として、一般職の場合にはこれは一般職の給与、それから国家公務員法の第二条として規定されている特別職、國務大臣と、それから特命全權大使等、外国

に使臣となつてゐる者及びその随員、これは二条ではっきり特別職になつてゐる。従つて、これは特別職の給与、もう一つは、外務公務員法の第三条によつて在外公館に勤務する職員の場合には、法律で別にその給与に關してはきめてゐる、それ以外の外務省関係の職員は、全部一般職の職員の給与法です。そこで、もし外務大臣の言うように、そういう根拠規定による法律により賃金、給与の支給を行なう対象は、明確なその法律に基づく外務省の職員等の場合、それから外務省に設置されている付属機関の臨時職の職員、これは一般職の職員の中の非常勤職員です、その職員に対しては、一般職の職員の給与法がはつきりこれを認めてゐる。ところが、それ以外のものを置いて賃金を支払つたりすることになると、これは公務員法の違反です。公務員法によりまして、第二条の第六項に「政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に對し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない」と規定されて、これには罰則の適用があります。この第二条の第六項に違反した者の場合には、第百十條によつて「三年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する」とある。この第二条第六項の規定に違反した者は三年以下もしくは十萬元以下の罰金に処する」とある。私のその立論を明確にするために、もう一つの法律を引用すると、同じく公務員法第六十三條第一項によると、「職員の給与は、法律により定められる給与準則に基いてなされ、現在はこの給与準則は、一般職の職員の給与法という格好に置きかえられております。従つて、その一般職の職員の

給与法に基づいてなされ、「これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も支給せられることはできない。」車代と名をつけようと、謝金と名をつけようと、本代と名をつけようと、一切そういう行為は禁じてある。そういうことになると、外務省の立場としては、外交問題懇談会の政府が正式に任命したこの委員諸君は、身分上は一般職の非常勤職員という判断でなければ、この法律に完全に引つかつてしまふ。外務大臣、あなたは三年も懲役を受けなければならぬのです。同時に、もしも一般職の職員ではない、非常勤の職員ではないという見解ならばこの法律に引つかかるし、そうでなければ、今度は一般職の職員の給与法の第二十二條に引つかかつて、ここにも罰則があり、正規の非常勤の職員でないという、非公式のものだという見解をとれば、その法律の適用を受けざるを得ない。どうなんですか外務大臣、外交問題懇談会の政府が正式に委嘱したその委員は何ですか、一体身分は。

○國務大臣(小坂善太郎君) まあいろいろの問題について政府が民間の有識者の意見を聞く場合もございませうわけでありませう。それについて意見を聞いて、そのときの車代を出すという場合は、これはよくあることであらうかと思ひます。私は、法律についてどれに該当するか、今のところ調べてみないと申し上げられませぬけれども、そういう意味で外交問題懇談会というものは、大勢の人が常時集まつてゐる懇談の過程を通じて、有識者も外交に対する理解を深め、一方、政府もその有識者の御意見をいろいろ聞く機会を与えられるというふうに、私は簡単に

考えておったのでありますが、いろいろ千葉委員の御指摘もありますから、なお、よくその点については検討してみたいと考えております。その検討の結果、あなたのおっしゃる通りに、不当なものであるということになりますね、これは十分考えなければならぬ、かように思う次第でございます。

○千葉信君 大臣は、今の私の法律を根拠にした質問に対して、今は答弁をずかしとおっしゃるのですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 実は外交問題について、いろいろ各面の意見を聞いたり戦わしたりしてもらいたいという、そういう政府の委嘱を好まないという面の人もございますものから、こういう機関は一つの有用な働きをするのではないかと考えておるわけでございまして、なお、そういう法律的な観点から、もっと精細な検討をしてみなければならぬという千葉さんのお言葉でありますから、このお言葉を体しまして、さらによく研究してみたいと思ひます。

○千葉信君 その外交問題懇談会そのものが、外務大臣が答弁の技術で逃げようとしておる。非公式な、全く行政機関そのものとは関係のない、もしくは、また内閣として執行すべき行政そのものとは関係のない機関であるかのような答弁をしようとするのは、これは私が反駁するまでもなく、閣議で決定した外交問題懇談会の設置という、この決定そのものが明確にしている。行政機関の付属機関である。しかも、その附属機関の外交問題懇談会の審議を通じて、政府の外交施策を行なうためという、その目的に外交問題懇談会を使っていることは明らかで

す。私は、政府の方ではわれわれの質問に応じて、正直に国家行政組織法第八條違反だということ、即ちこれを取り消すという態度ならば、これはそんなに追及しない。しかし、のらりくらりと非公式の機関であるかのごとき答弁をすれば、私は、この国家公務員法第二條、第六十三條ないしは百十條の罰則の適用を援用して、ないしは一般職の職員の給与法を適用して、これを場合によると、外務大臣、あなたは十萬円以下の罰金か、さもなければ三年以下の懲役ですよ。どっちをあなた選ぶ、今そのことは答弁することがむずかしいと言ふから。

○國務大臣(小坂善太郎君) この懇談会は、今申し上げたように、国家行政組織法第八條によるところの付属機関でもないし、従って、国家行政機関に勤務する職員でもない。従って、国家公務員法第二條第六項にいう勤務者を置いたことにならない、こういう考え方をとっておるわけですね。また、一般職の職員の給与に関する法律第二十二條にいう非常勤職員とは、国家行政機関に勤務する一般職の職員をさすものであって、この懇談会の委員というものは、それに含まれない。従って、一般職の職員の給与に関する法律による給与というものは支払っていない。しかし、さき申し上げたように、いろいろ研究費あるいは車馬賃というものは謝金という形で、出席回数に応じて支払っている、こういうことを申したわけですね。ところが、それに対して千葉さんは、それは納得できぬ、お前がそういうことを全部撤回すれば承知するけれども、それに対して、この

場で承知しない限り許さぬというお話をさせていただきますが、私は、お言葉もございまして、よくお言葉を体して研究をいたしますと、こう申し上げておるわけでございます。

○千葉信君 何と答弁しようと、公務員法第六十三條によると、車馬賃と名前をつけようとする謝金と名をつけようと、そういうことはいかぬ、こういう法律が現存しているのですから、その点はどうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 謝金というものは給与ではないというふうには私に考えております。謝金というのは、一つの謝礼、事実行為に対する謝礼、それを金員の形において表わしたものである、こう思っているわけでありませう。

○千葉信君 ここに「金銭又は有価物は支給せられることはできない」と、はっきり規定されているのです。これはどうなんですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 六十三條には、「職員の給与は」といっているわけですね。これは職員ではないのですから、「職員の給与は」といっているから、「職員の給与は」といっている。今お述べになりました「法律により定められる給与の原則に基いてなされ、これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も支給せられることはできない」といっておるからといって、これはこれに違反しているんじゃないかと言われども、われわれの前提が、「職員の給与は」と書いてあるが、謝金というものは職員の給与ではない、懇談会の委員は職員ではないという立場をとっているということでありませう。

○千葉信君 外務大臣は外交のこと、知っているかもしれないけれども、国内の法律のことは全然チャンブンカンブンです。いいですか。給与法の二十二條を見ればわかるように、職員には、一般職の場合には常勤職員と非常勤職員の二つある。そうして非常勤職員の中に、政府の持っているそれぞれの付属機関としての審議会、調査会、懇談会等の非常勤の委員が、一般職の非常勤職員として二十二條の規定による賞金の支給がはつきりしている。あなたは、外交問題懇談会の委員は職員ではないといわれるが、法律上は国家行政組織法第八條に基づく付属機関の場合には、はつきりと公務員法と給与法によって、二十二條で非常勤職員に對して幾らまで賞金を払っていいかというのをちゃんときめておる。この範疇に入ればいいのだが、これも入らぬと言ふ。入らぬから問題になる。入らぬから問題になって、公務員法の二條と六十三條が問題になってくる。同時に、罰則の問題も出てくる。どれに入るのであるか。あなたは入らぬと言われ

るのですが、入らぬと言われれば、これはもう明確に罰則の適用を受けざるを得ない行為ですよ。法律上は、そういうあなたの言うような事代とか謝金とか、そういうものの概念としては、二十二條で給与ということがはつきりきめてある。二十二條の三項です。

○國務大臣(小坂善太郎君) 千葉さんの御議論は、公務員法についてのお話でございます。常勤であるか非常勤であるかという点について、公務員法について二十二條三項というものはあるわけでありませう。さきから私申し上げておるように、これは公務員ではない、外交問題懇談会の委員は公務員ではない、こういう見解で、ただ、実際の費用がかかるものについて謝金を出す

ということを考えているというだけでございまして、あなたのお考えは、もう公務員ときめてかかっておられる。われわれは公務員ではないという、これはちよつと議論が平行線のように思われるのでございませうけれども、しかし、お話をさせていただきますから、よく研究をして、御趣旨の点を十分に考えた、こう申し上げておるわけですね。

○千葉信君 前提条件が外務大臣閣下と違っている。外交問題懇談会の委員は公務員ではない、全くの民間人であると言つておられるが、閣議で決定されて外務省に持たれた付属機関、そうすると、その付属機関に、正式に政府の手によって委嘱された委員、外交問題懇談会委員、これは民間人だ民間人だと言つても、この懇談会の委員である限りは、法律上どこに規制されるかという、一般職の職員です、しかも非常勤の。

○國務大臣(小坂善太郎君) そういう機関を閣議において設けることを了承したということではございませう。しかし、それに基づいて命令が出ておるといふふうにおっしゃいます。それでありますが、命令の形が、一般の公務員に出す命令とは、これは千葉さん御承知の通り、あれと違ふのです。そういう形とは違ひます。もっとワクにはめられないで、労働組合の指導者も学者の方も自由に、政府から委嘱されて政府の御用を勤める、そういう関係でなく、所要の外交問題を話し合うのには、こういう機関でもあった方がいいんじゃないか、であるならば、何とな

くというのでなくて、政府でもって、そういう機関があるということを開議

で認めるという形がいけないではないか、こういうことでこれは始まっておるわけでございます。しかし、それについていろいろ御意見のあることも十分聞き及んでおるわけでございますが、これについては十分に御意見を中心にしてさらに検討し、しかも私も、政府などというものは大抵らいな人と云っているような人たちにも入ってらうという人たちの意見も聞いて、そうしてその上でよく考えてみたい、こういうふうな思ふ次第でございます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

○國務大臣(小坂善太郎君) さらに検討を進めまして、適当な時期にまたお答えすることにいたします。

○伊藤道雄君 せっかく外務大臣見えておりますので、この前の四月二十七日の当内閣委員会以外務省設置法について若干質問しかけたところで、先ほどの不明確な点が出て御承知のような結果になったわけですね。そこで、きょうは時間の関係もございいますから、一点だけ伺ひしておきたいと思うので

す。あの際、大臣のお答えでは、外交問題懇談会が一人々々の自由な個人的な意見を聞く会であって、懇談会としては意思表示しないのだ、そういう意味の御答弁が繰り返されたわけですね。ところが、その点は当たらないので、具体的な例で一つ申し上げます、二十五日の外交問題懇談会で、こ

ういう国連の現状について討議がなされた。その結果だけを申し上げます、その内容は問題ではございませんから、そこでいろいろ協議がなされた結果、最後に、当懇談会が国連の現状の認識について了承を与えた、了承したという意味の四月二十六日夕刊の記事があるわけですね。これは新聞の記事が全然でたらめだといえればそれまでですが、これは大きな信頼するに足る都下の新聞ですから、そうでたらめな報道はなされないと思うのです。そこを検討いたしますと、どうも大臣の御答弁ではございしますが、決してこれは個々の、一人々々の自由な意思表示ではなくて、懇談会として意思表示しているわけですね。そういう意味から言

うと、全然大臣はうそを言っていることになるわけですが、そこはどうかんですか、この点だけを伺ひておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 懇談会が終ったあとでだれかが記者団に会見すること、これは懇談会の中同士できめてやっているところでありまして、私は全然関知しないのですが、その記事そのものについても、私はそういうふうなように言ったのかどうかよく存じませんけれども、いづれにしても、そうしたことがありとすれば、これは私の趣旨に反しますから、そういうふうなことはございせん。懇談会があくまで結論を出すようなことはいないという趣旨のものと私は考える。もしそれに違ふようなことがあれば注意いたします。

○伊藤道雄君 それでは千葉委員の質問とも関連して、千葉委員の要請に対する検討の結果、いづれお答えすると

いうことであつたわけですね。その機会までにこれの真偽を確かめておいて、この点についても明確にしたいのだと思います。この点いかがですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは今の点は、そこに出ておった者からメモが回ってきたので、さっそく正確なお答えができると思うので申し上げますが、国連問題については同じような意見の人が多かったというのを記者会見をされた人が述べたというだけで、あって、了承したということとは言っていないということになります。

○伊藤道雄君 そこで、都下の新聞がこういう記事を出しているの、やはり大事な点に誤報があれば、外務大臣としても注意は必要だろと思う。正確な記事ということは大事な点です。

そこで、さらに確かめていただきたいと思ふのは、ここにはいって、同懇談会がこれを了承したと結んであるわけですね。そうすると、先般来の大臣のお答えとはまっくら食い違つておるといふことになるわけですね。従つて、ここですぐ即答されぬでも、やはりこの点を十分調べた上で、明確にしたいのだと思ふわけですね。この点よろしいでしょうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) よろしくございませう。

○伊藤道雄君 正確に言つて下さいよ。

○國務大臣(小坂善太郎君) 新聞の記事が全部一斉にそういうふうになつていれば、これは発表だろと思ひますが、それぞれ違つております場合に、かなりそこに受け取り方によつて

記事が違つてくる場合が多いということとはあなたもよく御体験になつてのことだと思ひます。従つて、それについて一々せんきくするといふようなことは、実はわれわれお互いに新聞記者と政治家仲間の間では、あまりやらぬことだと思ひます。しかし、そういう趣旨でどうしてもそうしろとおっしゃいますれば、そのようにあなたのお言葉に基づいてやっていくといふことで研究してみてもよろしいうございませう。

○伊藤道雄君 そこで、私が伺ひしたかった点は、そういうことではなくして、ここでは国連の現状について、同懇談会がこれを了承した、懇談会として了承した、事実はどうなのかというところが私の質問の要旨であつた。それについてはもう明確になつたわけ、さらに、しかし、こういう大事な点が大新聞に誤報されておるといふことは、今後のこともあるから、芳しくないのではないかとこのことを申し上げておる。従つて、これは各新聞それぞれ見たわけですが、全部の新聞に出ているわけではない。出た新聞にはさう出ているわけではなく、さらには調査はむだではなからうと、そういう意味で伺つたわけですね。

○國務大臣(小坂善太郎君) 了承いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) それじゃ速記

つけて。

それじゃ、いましばらく続行いたしますから、質問のおありの方は御質疑を願ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

暫時休憩いたし、午後は一時半より再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

休憩中にないました委員長理事打合会の結論を御報告申し上げます。相当熱心に協議をいたしましたので、いろいろな意見がたくさん出ておりますが、結論的なものを要約いたしまして御報告いたします。

本日の午後の運営につきまして協議をいたしましたところ、午前中の問題につきまして引き続き審議をしようという意見も出ました。また、予定が一応組まれております、調査報告をせよという意見も出ました。相当意見が対立をいたしましたので、委員長といたしましては、一応その問題を預かりまして、報告が終わりましたあとの運営について御協議を願つたのであります。ちょうど自民党の両理事、社会党の両理事のほかに、民社の田畑君もオブザーバーというように形を列席をされておりましたが、報告が、大体のところでありまして、報告約二十分前後、そのあとときは質疑を行ないまして、山本君と差しかえの安田君が質問をいたしました、大体一時間半くらいの時間を予定いたしておりましたので、二時間くらいは合せてかかるかと思ひます。終わりましたあとで、議題を何を取り上げるかということにつきまして協議をいたしましたことこ

る、自民党の方の理事からは、かねてから提案しておる防衛二法案を審議したい、こういう発言がございました。社会党の理事からは、給与二法案がすでに上程になっているので、これを先にやるべきだという発言がございました。また、田畑君からも、午前中の労働関係のものについて審議をするのはどうだろうというような意見もございました。委員長といたしまして、さらにそれを調整をいたしたいと存じまして、あつせんをいたしたのであります。自民党の方では、この防衛二法案につきましては、十分慎重な審議をしたいので、会期も残りわずかなので、審議に十分時間をとる意味で、早く審議に上せたいということとを強く主張されますし、また、社会党の理事からは、今まで踏んで参りました一応の順序があるので、その順序に従って審議すべきだ、防衛二法案の審議はやらぬというのではないが、順序があるので、その順序に従って審議をすべきだ、防衛二法案の提案については、とうていこれは受け入れることができない、党に戻って相談をすることについても、なかなかそれは短時間に回答するわけには、努力はするが、それはいかぬという相当明快な御発言もあつたのであります。そこで、最終的に委員長といたしましては何とかまとめたといふせんはしたのであります。それが、それでは調査団の報告のところで、一応両者ともに意見が合致いたしておりますので、そこまでは報告をして、あとの運営につきましては、委員長理事打合せにおきましては結論が得られなかつたということを報告いたしますと、こういうように申しまして

委員長理事の打合せを終わつたような次第でございます。以上御報告いたします。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記を起こして。

○大谷藤之助君 きょうの昼まで四回も、おとといからきのうから理事会を積み重ねてもらつてその日の議案の審議案件もきまらぬし、半日の半段階になつても、その日の午後やることもまだきまらぬということで、これは幾ら理事会を積み重ねてもらつても、理事と委員の派遣調査報告を、これはもうそれが審議が終わつたら、一つ引き続いて、かねて理事会にも要望しているし、わが党の方にも質問はたくさんございまして、防衛二法案の審議に引き続き入つてもらつて、なお、時間があれば、それは給与関係の法案に入つてもらふこともけっこうです。それに入ることの動議を提出いたします。

○千葉信君 せっかくの大谷君の話ですが、今スムーズに審議に入れる段階にあるのに、議事進行について、審議をやめてそんなことを言っているより、審議に入つてもらつて、その上で両者の理事諸君に集まつてもらつて話し合ひをしてもらふこともできるわけですからね。そんな正面切つて審議をとめるようなやり方は、これは……。

○石原幹市郎君 これは今、大谷委員から言われたように、もうすでに数回理事会を開いて何回もやつて、われわれも何日も待機して、まだ今調査報告を聞いて、あとはその先はその先のことだといふようなことじゃ、千葉

委員からまた理事会というお話もあるけれども、そんなことをしておつても同じことであつて、そこで、たびたび言われているように、会期は二十四日までだし、これから相当馬力をかけても、これだけの法案をかかえた内閣委員会としては、そろそろけじめをつけたいかなければいけないので、防衛二法については、一回や二回これをあけるといふことは実問題として困難だと思ふし、与党側にも相当の質問を持つてゐるのだから、やはりきょうは防衛長官も皆出ておられるし、この防衛二法をきょうからやりたいといふことは、もうすでに先刻から、この間からいろいろ話しているし、法案はもう十日ぐらい前から参議院に回つてきてゐるのだから、十分研究もされておることだと思ふし、私は、今の大谷君の動議に賛成します。きょうは調査報告が終わつたら、直ちに防衛二法の審議に入りたい。それをもう理事会できまらぬのだから、委員長、ここできょう委員会できめてもらいたいと思ふ。そういう大谷君の動議に賛成する。

○委員長(吉江勝保君) 大谷君の動議に今、石原君の一応賛成がございまして、まあ動議は出ておるのであります。が、動議をどういふふうに扱いまするか……。(委員長々々々々)委員長、発言を求めているのだ。「そういう謀略みたいなことはやめておきましょう」「委員長々々々」と呼ぶ者あり。それじゃ、動議は一応成立しておるのです。だから動議は成立しております。が、動議の採決という段階の前に、一応社会党さんの発言を聞くのが私はいいのじゃないかと思ふますから、千葉委員の発言を許します。動議は成立しております。

○千葉信君 今の石原君の言う意味は、私の言った意味を誤解して言っているのです。どういふ点かといふと、調査派遣の報告について、報告が終わつて質疑が済んだら、それから理事会といふことを僕は言っていると言いますけれども、私はそうじゃなくて、今のこの段階は、もう質疑に直ちに入る段階ですから、質疑に入つて、その一方で両者の間でいろいろ折衝する方法もあるじゃないか、従つて、その方法を講じておいて、話し合ひがつけば引き続いて委員会をやるわけですから、そういう方法をとれといふことを言ったのに、質疑が終わつてから理事会を開くといふふうに勘違いしておられますから、その点あらためて申し上げておきます。だからそういう方法をとももらいたい。

○石原幹市郎君 私は一つも勘違いをしていないのです。本日もすでに二回理事会を開いておる。きょうに限らず、もう今まで何回もやつて一つもまともでないのです。それを質疑に入つて、入つてゐる間にいろいろ理事が相談して、その間にまともなんといふようなことは想像もつかないのです。われわれは今までの実績から見ても、大谷委員から動議が出て、私が賛成しておるのだから、ここできめて、それから報告なら報告、質疑して、あと防衛二法に入つて、きょうは社会党さんが質問しないというなら、与党でいろいろ準備しておるのですから、われわれの方もやはり聞いておきたいのだ、いろいろなことを。だから会期も詰まつた今日でありますから、時

間には有効に活用してもらわなければならない、委員長の善処をお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 動議は提出され、動議は成立しております。いずれそれは取り上げますが……。

○山本伊三郎君 そういうことを皆さん方あるいは考えるのではないかと、私は気持ちもしておる、先ほどの理事打合会の状況を見てですね。しかし僕は、防衛二法案については、要するに与党と野党の間の問題点はつきりしておるから、審議の方法の問題で、私はあえて無理をしなくてもいいじゃないかといふことを言っているのです。しかも、聞くところによると、この問題についてはいろいろの問題で、あなたの方の参議院の会長ですか、あるいはそれからいろいろ申し入れもあつて、党との間の話し合ひもあるやに聞いておる。そこで、それをここで動議の形に出して、今後これがスムーズに防衛二法案が審議ができるかどうかといふことを私は憂えるものの一員なんです。そういう無理をせぬでも、自然に熟するものは熟してくるのだから、私は、冒頭に大谷君がああいう動議を出すのじゃないかといふ気持ちも、あの理事会の空気の中からわかつておる。しかし、そういうことをあえてやるというのならば、私は委員長の数にまかせけれども、私は、社会党としては絶対にそういうことは許さない、そういう態度は今後問題に影響するだけに、委員長にはつきりしておかなければならない。

○伊藤謙道君 もう私が言うまでもなく、先般自民党の国会正常化の問題について話し合ひがなされて、その法

案については慎重審議と、そして民主的な運営によって国会正常化、これは両党間で確認された確認されてきたことです。そういう意味合いで、この場のこの運営については、委員長を中心

るわけです。だからその決定に従ってやっていたいただきたい。

○石原幹市郎君 これが今、伊藤理事の言われた話から理事会でも聞いてもらって話し合いということがあるけれども、きのうもやり、きょう午前もやり、午後もやり、それでまだきまら

ら出てきてしかるべきじゃなかったかと思うのですが、そういうことも全然われわれとしては感知できないという状況なんです、そういう意味において、私は、まあ一つ今いろいろ委員の方から動議が出ておりますが、やはりこ

る。こういう気持で私は先ほどの理事打合会では申し上げましたが、やはりそれは会期の関係も考慮しながら、当然これは取り上げなくちゃならぬと思

に、両理事間でとにもかくにもいろいろ議論はあるけれども、この報告、そしてそれに対する質問をまずやって、その上どうするかということについては、また諮るといふことであつたわけ

の言われた話から理事会でも聞いてもらって話し合いということがあるけれども、きのうもやり、きょう午前もやり、午後もやり、それでまだきまら

ない。しかし与党側は、与党でもいろいろ質問がある。与党側がきょうこのあとで質問しておきたいということ

で、余り余りくる部分の、審議できない法案というものが相当出てくる。だからそういうことでやるならば、順序

で、余り余りくる部分の、審議できない法案というものが相当出てくる。だからそういうことでやるならば、順序

です。そこで、千葉委員から指摘があつたのは、終わってからやるというのでなくて、一方審議を進めて、そうしてまたそれに並行して両理事間で話し合いをやつてということ、私もそのことについて、この休館中に十分誠意を尽くして相談した結果、ある程度

の計算を持って、胸に秘めて、そうして打ち合わせをする、そういう所存であつたわけなんです。従つて、機械的にただ一方だけの要望を無理押しに通そうとすると、それは多数党だから何でもできるでしょう。しかし、あと事態はまた混乱に混乱で、民主的な運営も

と、それから時間があるれば、あなた方の希望する給与二法でも何時までもやってもいいんです。だからそういうことでもやらなければ会期がない

と、それから時間があるれば、あなた方の希望する給与二法でも何時までもやってもいいんです。だからそういうことでもやらなければ会期がない

と、それから時間があるれば、あなた方の希望する給与二法でも何時までもやってもいいんです。だからそういうことでもやらなければ会期がない

うてい期待できないということである点をよく考えていただいて、ただ多数だから少数だからということではなく、なるべく、要は運営が民主的にいけばいい、スムーズにいけばいい、そういうことで、立場こそ違え、われわれも非常に苦慮しておるわけです。そういう努力も認めて、ただ動議があつたからといって一方的に取り入れる。意見は幾らでもある。しかし、この場で意見を言うべきではない。とにかく約束通り、両理事間の話し合い通りにまず進めて、そうしてこちらにさらにそれに並行してやろうという、そういう前向きの積極的な考えをもつてお

るわけなんです。だからその決定に従ってやっていたいただきたい。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

わかるけれども、動議が出て、動議が成立してゐるのに、その成立してゐる動議をそのままほったらかして置いて、まだみんなの意見を聞くなんということは、あまりにもそれは委員長の状態が間違つてゐる。やはり會議規則によつて行動するということが国会の処置なんだから、だから私は、この大谷君なり石原君の動議というものが成立せずして、社会党の諸君の反対意見が通れば、それに従えばよろしいし、こちらの動議が成立すれば、それに従うがよろしいし、それが国会の議事の進行の仕方じゃないですか。その意味において、私は、今のこの動議というものの採決をして、しかる後に、その採決の結果いかんによつて、さらに議事の進行を進めるといふのが賛成しますけれども、この動議の成立しておるのをほったらかしておいて、そうしてそのほかの人の意見を聞くということは、それは筋が通りませんから反対です、私は。

○下村定君 私は、委員会の議事進行の手続もさることながら、議院の外の国民諸君の今の現段階における国会というものに対する気持ちをくんでいただきたい。申すまでもなく、ただいま問題になつております重要法案というものは、農業基本法、防衛二法案、ILOの問題、この三つがある。これは国民周知のことです。しかるに、防衛二法案が先月の二十六日に衆議院を上がつてからすでに二週間たつています。審議に着手するどころか、その議事の手続をまだくずしてゐるのは、何といつても国民に済まぬと思ふ。そういう意味において、私は早く法案審議に入られることを希望いたします。

○委員長(吉江勝保君) 先ほど動議が成立をいたしておりますが、一応動議の扱い方につきましては、御発言を相当していただきまして、社会党の方からも理事並びにその他の委員から御発言をされておりました。相当理由もあつて御発言がありました。しかし、それに對しまして、私が動議提案者並びに賛成者にもう一度意向をただしめたところ、その必要はないんだというまた御発言がございましたので、一松君の御意見に従ひましてこの議事を進めたいと存じます。

ただいま大谷君から、派遣報告の件が終了したら、防衛二法案の審議に入られたいとの動議が提出され、賛成者がございまして、本動議は成立いたしました。本動議を議題として採決を行ないます。大谷君の動議に御賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(吉江勝保君) 多数でございます。よつて、派遣の報告の件が終了しましたら、防衛二法案の審議に入ることに決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 国の防衛に關する調査を議題とし、去る二月中旬実施されました駐留軍の演習場に関する件の派遣委員の報告を聴取いたします。

出席者は、西村防衛庁長官、丸山調達庁長官、加藤防衛庁官房長、小宮山調達庁不動産部長でございます。

山本委員から報告をお願いいたします。

○山本伊三郎君 それでは、私から、

過般二月の十五、十六日、東富士、北富士演習場を視察をいたしました参議院内閣委員会委員派遣の報告をいたします。

報告の前に、御存じのように、すでに三カ月前に視察をしておるのです。今日おくれでおることについては、私はここでは追及いたしません。が、そういうことで、今日の現段階の事情と若干ズレがありますので、その点で一つお聞きを願ひたいと思ひます。

前回の下村委員の報告に続きまして、私より東富士並びに北富士演習場問題に關する調査について御報告申し上げます。

昨年七月、山梨県忍野村の忍草区民が、北富士演習場即時返還の要求を掲げて演習場内にすわり込み、米軍の演習を阻止せんとする事件が起こり、当時の江崎防衛庁長官の仲介で一応事態が收拾されましたが、いまだ全面的な解決を見ていないのは御承知の通りであります。この東富士並びに北富士演習場問題は、現在日本がかかえてゐる基地問題の一つの焦点であり、この意味において、これら演習場問題のその後の状況について親しく現地調査をなし、地元民の意向を聴取し、また、県当局の意向をたたくことが今回の委員派遣の一眼目であつたのであります。

私も、さらに帰京後、真子調達庁次長より、主として地元陳情に對する調達庁の意向も聴取したのであります。

まず、最初に東富士並びに北富士演習場の概略並びにこれら演習場問題の沿革、問題点について簡単に申し上げます。

演習場であつた区域を主体として、昭和二十二年米軍に演習場として接収され、講和発効後は米駐留軍の使用に提供され、在日米軍地上部隊の演習場となつておりましたが、御承知の岸・アイク共同声明により、米軍地上部隊が撤退した現在、沖繩から米海兵隊が来て演習を実施しております。また、自衛隊も昭和二十九年より米軍と共同使用しております。演習場の広さは、この間それぞれ一部返還された地域もありまして、現在東富士は二千五百三十万坪、うち、国有地千七百七万坪、民公有地千四百二十三万坪、北富士は二千二百四十八万坪、うち、国有地七百二十八万坪、民公有地千五百二十万坪となつております。東富士における民公有地には静岡県有地はありませんが、北富士の民公有地は、恩賜林組合等への県貸付地を含めて、山梨県有地が主体をなしております。また、東富士、北富士ともに、国有地には、地元部落が古来からの入会慣行を有しております。特に北富士においては、この入会慣行が野草、そだの採取など、地域生産力の母体をなしてきたものであります。また、これが物権としての入会権の主張、入会区域に關する主張の各部落間の相違などの因となつております。

次に、東富士並びに北富士演習場問題であります。他の基地問題一般に見られると同様、大別して、返還問題、補償問題、民生安定等、基地行政問題の三つであります。まず返還問題について申し上げます。最近における返還問題の発端は、昭和三十三年当初にさかのぼるのであります。まず政府当局側においては、防衛庁が米軍か

らの返還の近いことを見越して、返還の晩には引き続き自衛隊の演習場として使用しようとの計画のもとに、静岡、山梨県知事を通じて、それぞれ地元側と使用条件等について協議を始めたのであります。東富士においては、地元は東富士演習場地域再建連盟を結成し、防衛庁との交渉は順調に進みました。昭和三十四年一月、閣議了解で東富士演習場返還に伴う措置が定まり、これに基づいて防衛庁は、同年四月、東富士演習場使用協定を再建連盟と調印し、全面返還の時期に発効することと定めたのであります。また、北富士演習場地元においては、東富士と異なり、関係市町村、各入会組合等の足並みがそろわず、演習場使用にかゝる具体的条件については話がまとまらず、防衛庁との使用協定は成立しなかつたのであります。一方、演習場においては、前に申し述べましたごとく、岸・アイク声明による撤退以後、演習場の使用頻度も減少し、昭和三十三年七月、キャンプ・フジ司令部は閉鎖され、返還間近しとの印象を地元民に与えていたやうき、昭和三十五年に入り、沖繩から米海兵隊が来て演習を実施することとなつたのであります。ここに於いて忍草区民の演習場内立ち入り事件が起こり、彼らは地位協定成立に伴う貸借契約無効を叫び、演習場の即時全面返還を要求したのであります。もちろん調達庁においても、昭和三十三年七月並びに昭和三十五年八月、富士演習場の全面返還要求を日米合同委員会に提案し、強く返還方を要請してゐるのであります。が、何分米軍、自衛隊及び地元の三者の条件調整のため難航しているとのことであります。

次に、民公有地に対する土地借上料でありますが、これは昭和二十七年閣議了解「駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱」により処理されてきておりますが、北富士地元においては、東富士より少ないとして、同様不満があるのであります。昭和三十四年度の月額総借上料支払実績は、東富士は七百二十五万円、北富士は三百二十万円となつていますが、両者の差はそれぞれ

は基礎行政の原則ともいうべきであります。しかしながらこのことは現在の調達庁の権限、機構においては全きを望み得ないのであります。すなわち、東富士、北富士において地元が強く要望している農地改良、国有地解放、畜産振興、道路、水路の整備等、地元民生総合再建施策は全然緒についていないのが現状であります。

以上で東富士並びに北富士演習場間

中野村村長、忍野村村長、富士吉田市
ほか二カ村恩賜泉有財産保護組合組
長、山中長池入会組合、忍草入会組
合、新屋入会組合、上吉田入会組合、
北富士入会組合の各代表者等を一堂に
集めて陳情を聴取し、種々懇談いたし
ました。また、忍野村忍草の富士の山
と水を守る会、忍野村忍草母の会の各
代表者より陳情書を受けました。これ
ら各陳情を総合いたしますと、まず全

る立場をとつてゐるのではありません。

次に、林野雑産物補償額が各部落間に均衡を欠くという主張であります。具体的には、忍草区に対しては現在までに一億余円が支払われているにかかわらず、中野村、富士吉田市に対しては、その十分の一にも満たない金額しか支払われておりません。また、昭和三十二年度には、忍草区には二百八十三名の申請に対して、総額一千四

また、恩賜林保護組合からは、米駐留軍の猛烈な砲爆弾演習により、恩賜林の墓場と慨嘆されるほどの巨大な被毒を二千町歩にわたりこうむっており、これらの被弾木補償等、既存被毒補償の早急、かつ、完全解決に御助力いたしたるようとの要望もありました。

最後に、民生安定諸施策の強力な推進についての要望であります。北富士

においては、演習場提供のため耕地、農道、河川など荒廃が著しいものがあり、そのため兼業農家に転落したのも多いので、単に特損工事量をふやすのみならず、道路、水路など整備し、国有地を解放し、開田計画を推進せしめ、地元農業の振興に特別の配慮をしていただきたい。また、林道を開設し、林業整備をはかられたい。その他当地域は立地条件から、観光地域としての発展を宿命づけられておりながら、演習のため、吉田口は全くきびれているので、観光シーズン中演習を中止する等、観光阻害防止につき対策を講じられたい。また、演習場周辺教育関係整備対策も講じられたい等々、地元民生の総合再建策的な要望があり

また、県知事から演習場問題処理についての国への要望が文書で述べられましたので、この際、その要点を説明いたします。すなわち、「使用転換問題が合意し処理の基本原則を協議決定することが先づ必要である。現状では県が入れる限界が不明確であり、政府の態度によって県としても決定しなればならない事実が多く残されてお

て各省にわたる基地行政まで積極的に行政組織を一本化することが必要である。以上が、県知事からの要望であります。

最後に、私も現地調査を行ないまして受けました印象の二、三について申し上げます。

その第一は、両演習場問題は、従来の砂川問題、内灘問題等の基地問題とは異なり、イデオロギー的要素が現在においては全くなく、その意味の複雑性は見受けられませんが、北富士士においては、今や地元部落間の感情問題にまで発展し、問題の解決を困難にしているやに見受けられ、この点、現地住民の意向取りまとめ方につき、山梨県当局になお一その積極性を期待したく感じたのであります。

その第二は、全面返還の要望についてであります。現地各組合において必ずしも足並みがそろっておらず、また、自衛隊使用を容認する意味なりやいなや等、その内容自体が明らかでないような印象を受けたのであります。

その第三は、損害補償について調査片が現在とっている実損主義の建前に対しても、また、入会補償の受給資格の適否を明確にするためにも、もう一度検討を加える必要があるのではないかと、欠損主義の建前を保持するにしても、実損主義から生ずる欠陥について、民生安定施策の面で特にカバーするような措置を講ずる必要がな

は思っております。これに対して、当時の防衛庁長官の江崎長官がこういう回答書を出されておる。「政府は昭和三十五年八月九日付御要望の趣旨を諒とし、早急に最大の努力を払うと共に、貴区が従来有して来た入会慣行を十分尊重し誠意を以て善処します。」といういわゆる念書と申しますか、回答書が出されておる。こえて三十五年の九月一日です。参議院の当内閣委員会、江崎長官はそれを確認した答弁をしておられる。なお、こえて本年の二月一日には、池田総理みずから、これはあなた方も同席をして、それを確認する口頭の約束をされておる。しかるに、今日までもうすでに半年以上も過ぎておるのに、何ら誠意のある解決の態度が出ないというので、新聞紙上ですでに御存じのように、北富士では、農民は農繁期の忙しいのを控えながら、これに対して政府に対する抗議をするという態度をとってすわり込みをやっておるのですが、一体政府は、こういう文書で、あのときのあのすわり込みに対して、米海兵隊が来るというので、どうしてもこれは何とか一時のがれでもやらなくちゃならぬということに入れてられたのであるか。私は、それじゃ非常に日本政府としては、地元民に対する誠意のない態度であると思うのですが、一体この問題について、西村長官に知られて今日まで、ここに言う最大の努力を払うというのに対して、どれだけの努力をされたか。私に答弁するのじゃなくして、この議事録を通じて、地元民が納得するように一つ答弁をしていただきたい。まず第一にそれを。

私も、最後に山梨県庁に参り、県知事に対し、北富士演習場問題に対する県側の意向をたしたのであります。県当局の説明したところによると、北富士演習場問題は、従来の補償額が、草地区とその他の地域とのアンバランスがあまりに大きく、これが遠因となり、感情問題化しているの

入、地元の意向を一本化しようと努力してきたが、思うように調整できず、さらに分裂化の傾向すらはみつつ現在に至っている現状では、県が介入し得るにも限界がある。すなわち、制度的には県の行政的な監督指導の外にある国の業務であって、県には何ら権限はない。しかしながら、昨年八月、調達庁長官より知事に対し、国と地元との仲介に立つようとの要望もあつたので、それ以来調達庁とも連絡を密にしており、また、調達庁においても、すべて県を達してのみ交渉するという立場を地元に対してとってきておるので、今後ますます国と県との連絡を密にして地元の調整に当たっていきたい。ただ、その際にも、過去になされた補償がガソとなっていること、また、県が介入し得る限界が不明確なること等により、まだ問題が残っているとの説明がありました。

また、県知事から演習場問題処理についての国への要望が文書で述べられましたので、この際、その要点を説明いたします。すなわち、「使用転換問題が合意し処理の基本原則を協議決定することが先づ必要である。現状では県が入れる限界が不明確であり、政府の態度によって県としても決定しなればならない事実が多く残されてお

その第四は、両演習場が米軍に接収されるまでの法的沿革並びに接収されたからの法的地位、特に新安保条約下の法的地位がいかなるものであるかについて政府は立場を明らかにし、現地民に対し、なお徹底すべきではないか等の印象を強く受けたのであります。

以上で御報告を終わります。

○委員長(吉江勝保君) ただいまの報告に關連して、御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それでは私から、過去の政府がとってきた態度について、一つ確認する上において西村長官にお尋ねしたいと思ひます。

これはすでに御存じだと思ひますが、御存じというより、知る以上に知っていると申しますが、江崎長官の間に、三十五年の八月九日でありました。山梨県の忍野村の忍草区長からの要望書に於いて念書を入れられていたので、この点について、要望書としてこのういふふうに出ております。「梨ヶ原演習場は、私達地元農民が入会慣行を有している土地であり、また生きてゆく上に欠くことのできない土地であります。それ故、私達は昭和三十三年末、米軍撤退以来特に該演習場の返還をのぞんでおりました。今日の場面もこの切実な私達の気持の現われであります。

私達は、ここに、信頼する日本政府が米軍より該演習場の返還に努力をしていただくことを強く要望するものであります。これは、御存じのように、当時、先ほど報告書にもありましたが、アメリカの第七艦隊に属する海兵隊が、北富士演習をやるうとして、忍草の農民の諸君が、これに對してすわり込みを実施した際だと私は思っております。これに対して、当時の防衛庁長官の江崎長官がこういう回答書を出されておる。「政府は昭和三十五年八月九日付御要望の趣旨を諒とし、早急に最大の努力を払うと共に、貴区が従来有して来た入会慣行を十分尊重し誠意を以て善処します。」といういわゆる念書と申しますか、回答書が出されておる。こえて三十五年の九月一日です。参議院の当内閣委員会、江崎長官はそれを確認した答弁をしておられる。なお、こえて本年の二月一日には、池田総理みずから、これはあなた方も同席をして、それを確認する口頭の約束をされておる。しかるに、今日までもうすでに半年以上も過ぎておるのに、何ら誠意のある解決の態度が出ないというので、新聞紙上ですでに御存じのように、北富士では、農民は農繁期の忙しいのを控えながら、これに対して政府に対する抗議をするという態度をとってすわり込みをやっておるのですが、一体政府は、こういう文書で、あのときのあのすわり込みに対して、米海兵隊が来るというので、どうしてもこれは何とか一時のがれでもやらなくちゃならぬということに入れてられたのであるか。私は、それじゃ非常に日本政府としては、地元民に対する誠意のない態度であると思うのですが、一体この問題について、西村長官に知られて今日まで、ここに言う最大の努力を払うというのに対して、どれだけの努力をされたか。私に答弁するのじゃなくして、この議事録を通じて、地元民が納得するように一つ答弁をしていただきたい。まず第一にそれを。

○國務大臣(西村直己君) 政府といたしまして、富士演習場についてこれを返還をさせて、これを同時にまた地元と話し合いの上、自衛隊の演習場とか、基地協定二条四項に基づいていわゆる暫定的な米軍の共同利用をさせる、こういう趣旨に昨年の九月の返還という態度を一応私どもが引き継いでおります。そのもとにおきまして、いわゆる米軍に返還をさしたい。政府といたしましては、池田総理からも、やはり米軍に返還要求を不断に努力する。そこで具体的には、御存じの通り、日米の合同委員会としての中にあります施設特別委員会におきまして、この問題をずっと引き続いて日本側のいろいろな要求をやっているわけでありまして、もちろん、これには地元の条件、あるいは自衛隊、あるいは米軍それぞれの調整がなければならぬわけですが、従って、これらについて非常に困難な各種の問題があるわけでありまして、また、事態は、富士演習場と申しまして、また、御存じの通り、東富士の面、北富士の面で状況が違っておる面もあることは、すでに御報告でもありました通りであります。私といたしましては、就任以来、これは在日米軍司令官、その他当時のマッカーサー大使とも数度にわたり、この問題の話し合いはできるだけ円滑のうちに、しかも、地元の要望、また、アメリカ側の考え方を調節をしながらやって参りたい、こういうふうな考えで折衝しております。ただ、御存じの通り、米側といたしまして、これが日本におけるただ一つの陸上の演習場でございます。在日米軍の大きな演習場としては一つの重要な演習場になっているわけでありまして、

従って、これがお互いのいわゆる調節点を発見するという点について時間をとっておるのが今日に至っております状況であります。しかしながら、同時に、東富士等につきましては、かりに演習場が戻った場合においては、どういふふうにするという、当時の使用協定に基づいていろいろ、何と申しますか、条件がございまして、先ほども申し上げたように、先ほど申しましたような、水田開発であるとか、国有林の払い下げであるとか、これらにつきましては、先般来、私も、私どもだけの、いわゆる防衛庁、調達庁だけの問題ではございせんので、基地の関係の省と申しますか、役所関係が集まりまして、そしてできるだけすみやかに、大体の目標は、特に東富士の場合におきましては、国有林の二百町歩ですかの払い下げ等の問題、解放と申しますか、そういうような条件の面、いわゆる日本側だけで行政処理ができる問題は早急に打開しようじゃないかという、その結論に近いものに、条件の面については、いっおるものであります。

それから、なお、われわれは、先ほど委員会が非常に御苦勞をいたされまして、東あるいは北富士につきまして御調査をいたされたその御趣旨につきましては、十分これを生かしながら今後とも推進して参りたい、こう思うのであります。ただ、基地行政につきましては、単に私は問題が起ってからの処理以上に、全国的にたくさんございまして、私も着任いたしましたし、基地周辺の環境改善のために各行政機関が一致してやらなければいかぬ。問題は建設省にもございまして、農林省にもございまして、あるいは自治省関係、あるいは騒音等におきましては文部省、厚生省の関係もございまして、これら環境改善のための対策協議会も総理府に設けさせております。また、できるだけすみやかなる機会に、こういった問題についての閣僚の懇談会も持って推進して参りたい、こういうふうな国内的にも考えておるのであります。なお、合同委員会の施設特別委員会等の状況につきましましては、調達庁長官が当面の担当者でもございまして、必要がございすれば、さらに細部の御説明を申し上げます。

○山本伊三郎君 私、その努力されておるその実態をつぶさに報告してもらいたい。私が調査をしました実感ですが、それは農民は気の毒です。というの、旧陸軍の場合には、入会権で、それを主体に生活しておった。ところが、日本は戦争に負けてしまった。これは農民の責任じゃないんです。これは戦争についての当の責任者は、十五年後の今日、ぬくぬくと暮らしている人があるのです。しかも、十五年もたった今日、その敗戦の跡を、北富士の人は切実に返してもらいたいという希望を持っておるのです。それに今言われたことは、きわめて事務的にやっておるうちに聞かれています。もうすでに半年もたつて、いつ返してくれるのかという、農民のこの切実な気持というものは、おそらく防衛庁長官もわかると思う。私は、あの基地を視察するのは初めてなんです、今度、イデオロギー的なものはないという事は私が言ったのです。これは委員長も知っています。それはど切実に言っておるこの返還問題を、

六カ月もたった今日、まだ在日米軍司令官と話を数度したとか、前のマッカーサー大使と話をしたとか、そういうことでこの委員会はのがれても、地元の農民は納得いたしません。私は声を荒げて言いましたけれども、調査した一員として、切実に訴えているのです。しかし、日本政府も返還ということに反対なんです。しかも、すでに在日米軍は、これはいろいろ問題がありますから、ここで長く質問すると時間がかかるので、おきまされども、沖繩の海兵隊が来てやること自体に問題がある。沖繩の海兵隊が来たということ、は、ラオスのあのことを予想して、ラオスの地形と似ているので北富士を使用したとも言われている。日本の安全を保障するということにおいて皆さん方は自衛隊を作って、その自衛隊とともに在日米軍が日本の安全を保障するということ、演習場を作っていると私は思う。しかも、沖繩の米海兵隊は、日本の在日米軍のように、日本を守るためでなしに、他国に戦乱が起った場合に派遣しようというのがアメリカの意図であるやに言われている。真実を私は知りませんけれども、それが農民に誓った場合に、農民はどう思うかというところを、あなたに大きく訴えたい。従って、くどくど言いませんが、一体いつ返してくれませんか、その点伺いた

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官がただいまの米軍の演習場となっているものの当面の責任者であり、かつ、返還問題の当面の責任者でありますので、私からお答え申し上げます。

この演習場のために、地元周辺の農民の方、その他皆様がいろいろ有形無

形に被害をこうむり、不便が多々あり、その困りの状況は、私どもも直接の責任者として、十分に存じておりまして、従いまして、この措置といたしまして、ただいま当委員会御調査いただきました中にもございましたように、まず直接的な補償の關係はもちろんのこと、特別損失補償法に基づくところの種々な措置、あわせて周辺の環境整備、あるいは農家の再建整備、民生安定という面に関しまして、われわれ調達庁の権限が及ばない範囲内、政府としてぜひこれが方途には一そう推進していかなければならないと考えて要求をいたしておるわけであり

す。

そこで、返還の問題でございますが、これは先ほどもお話がございましたように、昨年の八月、当時の江崎長官が忍野村の忍草区長さんに御回答を出され、その御趣旨によりまして、私自身が、さっそくその直後の日米合同委員会、施設特別委員会に返還要求を出して折衝を始めたのでござい

ます。

まず第一に、ここで明確に御了解を願いたいのは、この返還の意義と申しますか、内容と申しますか、このことはただいまの調査報告の中にはあまり明確になっておらぬように私は拝聴しておりますが、政府が米軍に返還要求している内容は、米軍の演習場たることはやめて、これを自衛隊の演習場に、自衛隊の演習場にした上において、ときどきやってくる米軍の演習もここでする、こういう趣旨のものでございまして、従いまして、この趣旨の達成のためには、米軍自身の演習と

いうものを、現在のように、現在は米軍の演習場でございますから、いつ来てどのくらいの期間やろうが、向こうの権限ということになっておる、これをどの程度まで、いつからいつまでというふうな場合に制限をする、また、自衛隊の演習場といたしました場合に、自衛隊としてはどのような演習方法をとる、どのような演習日数をとる、これがひいて裏返して言うところ、地元の方々が従来の入会慣行に基づきまして、そだをとる、草をとる、これらに対する立ち入り日というものをどの程度必要とする程度にその演習というものが見合うか、こういう演習日あるいは立ち入り日というように、この要請というものを調節しなければいけないということが第一点。それから区域的に見ても、現在のままでいいの、あるいは東富士のよう、また、北富士にもありますが、一部分はこれはもう演習場の区域からはずしてもいいんじゃないかという区域がある、こういう所をどうするかというふうな問題。その他場内に走っておる林道の使用の条件、あるいは森林経営のための条件、これらのものを、現在の米軍のために提供しておる演習場というものを、先ほど申し上げましたような自衛隊の演習場にした場合にいかんか、これを私も御要望にも沿い、また、若干ながらも不便も除くという方向においてこういうものを措置していきたい、このような事情のもとに今日まで非常に苦勞しておるのでございます。具体的に申しますと、八月末の合同委員会

にかけました後、その委員会の中に、富士の演習場に関する特別の班というものを設けて、ただいま申し上げましたような、大きく分ければ三点というふうな問題について、具体的に討議を進めておるのでございます。私どもとしては、この討議によりまして、その三者間の調整というものを、おのものがこの程度なら満足できるというふうなところまで、とことんまで手をつけて調整をつけておくことが、この演習場の今後の平和と申しますか、ときどき毎年々々いろいろな問題を起こすことのなかからしめるような一つの方途であると考えますので、十分にいたしたいと考えておるのでございます。もちろん半年以上もたちまして、いまだにその結着に至らないことを、私も責任者として、その点を痛感しておる、ただいまも、何とかすみやかに早いところ、以上の趣旨によりまして目的を達成したいと努力しておるのでございます。

○山本伊三郎君 丸山長官が答弁すると、ますます聞きたいことが多くなると、私は、自衛隊の問題とか、そういうことを尋ねておらない。西村長官が答えたように、すみやかに返るのだということを私は聞いておる。いろいろ苦勞されておるといふことを長い間説明されて、最後にちよつぱり努力をしておるのだというところで終わられる。こういう基地問題についてはそういう点が多いのだが、私は、地元の人は一、二として早く戻してもらいたい、その上で自衛隊が使う、これは別問題です。丸山長官、あんた聞いてるんだ、あんたはどうも何か人のやつをあれするやうな態度なんです、僕は

真剣に尋ねておるのです。自衛隊の使用問題、これは法律問題とかいろいろあるから、尋ねておらない。今言っておるのは、米軍からいつ返してもらえ、もうすでに米軍の演習地としておるの、もうすでに米軍の演習地としておるの、それはいろいろ極東の情勢から米軍が返さないのだと思う。努力されておることは私はどの程度か知らぬが、やっておられることは事実だと思ふ。今までだまって手をつかねてやらないというところは、思ふのだが、あの問題をあれほど切実に言っているやつを、あなたの意見を聞くと、いろいろな意見を調節するまでは、あちらから返す交渉をちよつぱり待ちたいというやうな、何かあれを返してしまつてからやるとまた問題が起こるので、まずこちらの調節がつくまでは待とうじゃないかというふうに聞きとれるのです。私は時間を約束しておりましたが、あなたの答弁が長いから長くなるので、これは今後も追及いたしますが、安田委員もおられますからこの程度でやめますが、一体いつ返すのか、今言われた施設特別委員会が現在あることは事実だ。特にあなたの方が誠意を持った形で富士演習場の特別委員会を持たれておる、これも私は非常に希望を保持したのです。特にこの問題でやるのだという、これはセクチュアじゃないと思ふ。そういう経過も聞きたいと思ふますが、努力もわかるが、いつ返してもらえぬのかというのをはつきりしていただきたい、これ以上追及いたしません。

○政府委員(丸山信君) 私も富士演習場の問題については、数年来本気に取組んでおるつもりでありますから、ここではっきりまた繰り返して申し上げますが、この返還というものは、演習場でなくなるという問題ではございません。米軍の演習場としてはなくなるけれども、自衛隊の演習場になる、そこに米軍がときどき演習に来ることも許すのだ、こういうのが政府が現在米軍と折衝しているところの返還問題でございます。従いまして、これらの前提条件を解決しないという、いわゆる返還といふものは、その言葉に当たらない事象はできないのであります。従いまして、私は三つの要請を調整することが大事なんです、これを調節しなければこの問題の解決にならないというのが実情でございますので、私もはつきりその点を申し上げておきます。

○山本伊三郎君 終わろうと思つても終わらぬやうな答弁をするのです、アメリカ軍からこれを返して、それから自衛隊が使うのだという政府の方向というものは、これは政府がやるんだからわかるのだが、自衛隊が演習する場合に、これは単に法律的にいつても問題があるが、私はそれを聞いたわけじゃない。従つて、いつアメリカ軍から、返してもらおうというものが成立するのか、その点だけ聞いておるのです。

○政府委員(丸山信君) でありますので、自衛隊の演習場となつた場合において、アメリカにどの程度までその演習を許すか、自衛隊の演習はどういうふうにするか、地元の御要望をどの程度まで今の条件よりいいものにするか、これを片づけないという、いわゆる米軍の演習場というものでなく、という時期にはならないのでござい

ます。その点だけ、くどいようであります、念のために申し上げておきます。

○山本伊三郎君 そうするとアメリカ当局は、これは日本の自衛隊の演習場にしなければ返さないという、国際法上の問題もあると思ひますが、そういう条件をつけているのですか、それをはつきりして下さい。

○政府委員(丸山信君) 現在は、日本政府がアメリカの演習場として提供しているものであります。従いまして、このままではおけばアメリカの演習場としての状況がいつまでも続くわけでございます。これをアメリカの演習場でなくなるやうな交渉をいたしておるのであります。従いまして、アメリカの演習場をなくした場合に、アメリカとしては、そんなときどき自分の方でやり来ることは認めていた、だからこのときどきの条件いかに問題になる。これらの処置をつけて、初めてアメリカの演習場というものがなくなるということになります。

○山本伊三郎君 そうすると、アメリカ軍は、自衛隊がこれを使用するやうになつて、それがアメリカ軍が使えるやうな条件が満たされなければ返さないと、日本の土地であるけれども、自分らが演習をやるやうな環境におかなければ返さないという条件をつけているのです、それだけ聞きたい、条件をつけているのですか。

○政府委員(丸山信君) 現在はアメリカの演習場として使用させておるもので、向こうはいついかなるときでも使用してもいいという状況になつておるのでございます。その点を今回改める

というところに眼点があるわけですが、この処置がつきまして、従いまし、自衛隊の演習場になり、アメリカ軍の演習場はこの程度にするという話し合いがつけば、このいわゆる返還の問題の処置がつくのであります。

○山本伊三郎君 その問題についてはまだ追及するが、時間の関係もあるから、私の質問は次回に譲りたいと思います。

○安田敏雄君 私は、この際、先ほどの報告に関連して、報告の中に接収について法的の経過を明らかにしなければならぬという項が一つあったわけなんです。従って、過去の経過について、私どもの考え方によれば、違法に、かつ、不当にあそこ土地を米軍が使っておるわけなんです。そういう点について一つ明らかにしていきたいと思ふので、質問させていただきます。

その前に、先ほど山本委員の方から質問がありました。昨年の八月九日に、北富士の演習場の忍野村忍草の住民が、三十年のあや門突破の闘いに引き続いて、第二回目のすわり込みをしたわけなんです。その事態に対処いたしまして、当時の江崎長官は、早急に返還に努力する、そして従来の入会権についても十分尊重して、誠意をもって善処するという二項を約束したわけなんです。さらにまた二月一日に院内において、これは長官も立ち会ひの上ですが、池田総理がやはりこの問題についてその公約を確認しているわけなんです。ですから、その後の経過はなほ困難な問題もございまいしょうし、意見の調整等も米軍側とはなかなか調整がつかないのだらうと思ふます。

が、一体政府はその返還ということについて意思を持っておるのかどうか、その点を簡単にいいから、はっきりさせていたきたい。同時に、その返還についての要求というものは法律的に妥当であるかどうか、こういう点をやはり明確にしたい。このように思ふのでございませう。

○政府委員(丸山信吾) 昨年の八月に江崎長官がお答えしました返還の意味合いも、私が先ほど山本先生にお答えした内容のものでございませう。それに従いまして私が直接返還折衝の責任者として現在やっておるわけでございます。返還の要求の法律的妥当性、こういう御質問でございますが、これは地域協定の第二条をごらんになりますれば、現在提供しておるものでも、双方は随時いつでも会議を持ってこの再検討をするという条項がございませうので、それに基づきまして、私どもは、これは米軍の演習場として現状をいつまでも続けていくのは妥当ではないというところで、先ほどの御趣旨のような返還を要求しておるようなわけでございませう。

○安田敏雄君 政府側の妥当でないという見解は、地域協定の第二条四項だ、こういうふうにおっしゃっておるわけなんです。しかし、この問題は、昭和三十三年に、アメリカ合衆国の日米安保条約に基づくところの在日機動部隊は、これはアメリカのアジアにおける戦略事情の変更がもしもせんけれども、とにかく北富士から撤収したわけなんです。そして撤収して、今日まで北富士演習場で合衆国軍隊が演習したという事実はあるのですか、その点を明らかにしたい。

○政府委員(丸山信吾) お話の通り、三十二年にわゆる岸・アイク声明に基づきまして、以降あの地区に駐屯しておる部隊は撤収しました。海兵隊とともに沖縄に参りました。その沖縄に駐屯しておる海兵隊が、随時その後も演習にやってくる、本年もやってきておるのが実情でございます。

○安田敏雄君 長官答弁して下さい。合衆国の軍隊がその北富士で演習した事実があるかということについて聞いておるわけなんです。沖縄の海兵隊でなくて、合衆国の軍隊が演習したことがあるかということをお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(西村直己君) 沖縄におります第七艦隊の海兵隊は合衆国の軍隊でございます。

最初に、海兵隊の問題でございますが、安保条約に基づいて、沖縄海兵隊も日本に参りまして演習しておるといふことは、在日司令官の区署を受けまして、そうして在日米軍というふうな私どもは承知いたしております。従って、北富士における演習の米軍、すなわち、合衆国の軍隊が基地使用をいたしておる、こういうふうな解釈をいたしております。なお、返還に対する考え方でありまして、これは丸山長官からも話がありましたように、私も、政府といたしましてもちろん返してもらう。その意義は、地域協定の先ほど最初に申し上げました二条四項に基づいて返還をせしめて、その上暫定的に期間を限って使用せしめる。従って、これは自衛隊への返還を通して、在日米軍に期間を限っての使用、こういう趣旨に基づいての返還に私どもも努力し、また、今後努力する。従って、その間において、できるだけ地元

の住民の立ち入り、あるいは入会慣行を尊重する、あるいは使用のいろいろな条件を満たす、同時に、それ以外の環境整備の他の条件を、これは日本国内において満たす、こういう努力を今後も続けて参りたい、こういう趣旨でございます。

○安田敏雄君 昭和三十四年から今日までの間に、アメリカ合衆国の在沖縄の海兵隊が北富士演習場を使用しておるといふ事実があります。これはあります。ところが、この事実も昨年から急にふえてきた。江崎防衛庁長官が公約してからというもの、その演習の度合いが激しくなってきた。そうして従前はほとんど二十七日とか、一年間に五十九日くらいしか使用しなかったものが、今度は先日オースに転進するといふときまで、非常にふえてきたわけなんです。そういう沖縄の海兵隊の演習の事実がありますが、これは日米安全保障条約上、施設及び区域を使用することが可能な在日米軍とは私は認められないと思うわけなんです。先ほど区署とかいう問題が出ましたが、この点についてはあとで触れますけれども、そういうふうな見解をとっておるわけなんです。従って、合衆国の軍隊が使用した事実はない、そういう見解に立てば、地域協定の第二条第三項によりますというところ、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ」という規定があるわけなんです。従って、地域協定の第二条第三項の規定によれば、当然北富士はアメリカ合衆国の軍隊が使用してないのだから、こ

れは地元へ返還されるということが法的に正しいのではないかとこのことを私は聞いておるわけなんです。この点について一つ述べていたいただきたいと思ふます。

○政府委員(丸山信吾) 日本にありませう米軍のいわゆる施設区域の使用は、安全保障条約第六条に基づき使命を有しておるところの合衆国軍隊は使用ができるのでございませう。安全保障条約第六条の使命を帯びましたものの合衆国軍隊には日本の施設及び区域の使用を許すことができる。これに基づきまして、第七艦隊の海兵隊もこの使命を帯びた合衆国軍隊であり、かつ、日本に入りましたならば、この海兵隊は、横須賀に司令部がありまるところの海軍司令部の指揮下に入るものでございませう。

○政府委員(西村直己君) 私からもお答えいたします。先ほどお答えいたしましたように、安全保障条約第六条に基づき、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、このアメリカ合衆国の陸軍、海軍が日本国において施設及び区域を使用できる、こういうふうになっております。また、その条文中に書いてありますその軍といふものの中に私どもは海兵隊は入る、こういうふうな従来とも国会においても御答弁申し上げ、そういう前提のもとに今回の返還問題も扱っている次第でございます。

○安田敏雄君 先般の国会のときとただいまの答弁との内容を、こういうふうには私は解しているわけなんです。長官は、日米安保条約特別委員会において、この前の国会のときに、江崎長

官ですが、そのときとちよ今今の答弁と同じようですが、政府は、沖繩に駐留する合衆国の海兵隊といえども、わが国の施政下にあり、在日米軍司令官の区署を受けるということを言っている。たとえば今横須賀の例が出ましたが、で、在日米軍の一部であつて、施設及び区域を使用する資格を有するが、しかし、私はこの点については疑点があるわけなんです。というの、どういふことかと申しますと、沖繩に在る海兵隊は沖繩に駐留している米軍であるわけなんです。この米軍の司令部の指揮を受けているわけですが、認めますか、その点は。そうして、しかも、今度は重ねて日本に來れば在日米軍の指揮を受けるのだ、こういうことになるわけなんです。それではおおよそ軍隊に上級に二つの機関があつて、一つの下部の軍隊に対して重複的な指揮をとるなんという事は、昔からこの軍隊でも常識的に考えられない。海兵隊が沖繩に在る間は沖繩の米軍の指揮を受ける、日本に來れば日本の米軍の指揮を受ける、こういうようなことは、これはちよと常識的に私は考えられないと思うわけなんです。軍隊である以上は、やはり軍隊の命令というものは指揮系統が一本なんです。ここに下村さんもおいでになるのですが、指揮命令系統が上部に二つあるということでは、下部の軍隊は迷うわけなんです。具体的に海兵隊が。そういう問題を考えましたときに、やはりそこが沖繩の海兵隊が日本に來れば在日米軍司令官の区署によって指揮命令を受けるということだろう

と思いますけれども、だから在日米軍だと言うのは少し強弁ではないかと思ふのです。しかも、先日にも忍野村住民が、現地に監視を立ててすわり込んでおりますけれども、これについても、現に調達の話として、毎日新聞の八日の夕刊には、返還問題について政府が日米合同委員会を通じて、米軍、自衛隊、地元三者の意見を調整しながら努力中である、北富士の米軍はラオス問題をきつかけに引き揚げたのだと、こうある。こうなると、地元民のすわり込みの強行については、直接影響はないとか問題がないとかということとを調達の話で言っているわけなんです。で、政府みずから、調達済みからが、北富士の演習場にいたのはラオスに行つたのだ、こういうことを新聞発表しているわけなんです。こうなると、ますます在日米軍の指揮を受けるといふことになる、これはちよとと日米安保条約の問題からいっても議論が立たないし、強弁ではないかと、こういうふうに私は考えるわけなんです。この点について、一つ在日米軍という問題について、沖繩の海兵隊が來てやはり不当にあそこを所を使つておるといふ問題については、もう少し合理的に一つお話を承りたい、こういうふうに思ふわけでございます。

○國務大臣(西村直己君) これは私も、安保条約が何と申しましたが、基本になつております。安保条約には、特に在日米軍というふうには、はつきり限定はいたしてないの、ございませう。日本国の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するための目的を持ってアメリカ合衆国は使用できると、こういうふうに書いてあるわけでありませう。その中で私も、たとえば七艦隊は、おそらくはハワイの司令官の指揮下にあると思ひますが、やはり横須賀等において補給のために基地を使用する場合がございませう。同様に、海兵隊がまた日本の国内に参りまして演習すると、これは六条の条約上から出て参る解釈であるといふふうに思つておるのであります。

○安田敏雄君 まあこの問題につきましては見解が違ひますから、これはいづれまた私の方でもさらにお聞きしたいと思ひますが、私に言わせれば、あの梨ヶ原の北富士の入会地の返還を拒むために、何か新安保条約を故意に歪曲して政府が言っているのではないかと、こういうふうな受けとれるわけなんです。本来の在日米軍であつて、同演習場を使用するといふ必要性のあるという在日米軍といふものは、今のところ實際の状態としてはほとんど皆無の状態なんです。沖繩の海兵隊が日本の演習場で演習しても、あれはほとんど海兵隊というものは、あれは敵前上陸部隊なんです。だから實際さういう面からいって、日米安保条約の精神からいいますと、そういう日本には敵前上陸をする要素がないわけだ、日本の国には。そうすると、少なくとも共産圏に対しての敵前上陸を考へておるその訓練の部隊なわけなんです。そういうような危険な部隊を考へるときに、本来の在日米軍といふものが現在あそこを演習場を使用しておるといふ条件は、私は本来の在日米軍にはない、こういう意味合いからいっても、地域協定の第二第三項の規定によつて、当然これは本来の在日米軍が使用

しないのだから、日本に返還されなければならぬ、こういう規定の方が、先ほど長官があげたところの第二第四項ですか、そのことよりも優先するのではないかと、こういうふうに考へて、返還要求といふものは妥当である、こう私は考へているわけなんです。この点についても一度お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 遺憾ながら、安田さんの御見解は御見解でございますが、私もさういふわけでございまして、私も安田さんの御見解を結ばして、確かに駐留軍を国内にも置いております。同時に、第七艦隊が機動部隊として太平洋を遊よくいたしております。これらが合はさういふ日本の安全、極東の安全、これらを考へつつ相互に互いが、もちろんただ日本の自衛隊の建前におきましては外に出ない。それから戦間作戦行動を基地を使つて起す場合には、御存じの通り、事前協議の対象になる、こういう建前での日米安全保障条約ができております。ですから、日米安全保障条約の目的とするところは、もちろん日本の安全と同時に、極東の安全平和、國際間の平和維持、そういう目的のために基地使用を許しておるわけでありませう。六条はまさにその趣旨のもとに使われていかなければならぬ。また、その趣旨のもとにおいては、われわれは國際信義を立てていかなければならぬ、こういううたいままで申し上げたような解釈をとつておる。その点が安田さんとは前提において考へが違つてくるのであります。日本の安全と同時に、極東の安全といふ目的がございませうから、そういう意味でこの基地使用条件が書か

れておる、こういうふうな考へております。

○安田敏雄君 そうしますと、本来の在日米軍といふものは、たゞいまの見解で言いますと、結局最終的には沖繩の米軍も、日本における在日米軍も、結局まあハワイかどこか知りませんが、アメリカのアジアにおける総司令部の指揮下に入る、こういうことになるわけなんです。そういうことになるわけでしょう。まあこの点については私としてはこの辺にして、後ほど安保条約との關係について、在日米軍の問題につきましては、また質問の機会もあると思ひますから、あとにいたします。

次に伺ひたいのは、北富士演習場におけるあそこの忍野部落、あるいは吉田の農民の入会権について、政府が法律上必要な手続をとつたことがあるかどうか、こういうことをお聞きしたいわけなんです。私としては全然そういう手続はとつたといふふうには思われませんが、この点についてとつたとするならば、どういふ手続をとつたかといふことを一つお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) その点は一つ調達庁長官から答弁いたさせます。

○政府委員(丸山信君) 先ほどの山本先生の調査御報告の中にもあつたと存じますが、政府では、大正四年の判例以来、官有地に関する入会権という物権、権利を認めておりません。従いまして、調達庁も権利としての入会権といふものはこれまで認めてきておりませんし、今日も認めておりません。でありますので、その権利に基づく権利者としての契約なり、あるいは

何なりという処置はこれまでとておりません。

○安田敏雄君 それでは、先ほどの報告書にありますように、法的な問題はやっぱり明らかにする必要があるという観点に立ちまして、私の今まで調べたところによりまして、私の今まで調べた観点から次の点について質問をした

点かと思ひますが、昭和二十五年二月十日、当時の連合国は政府に対して、いわゆるPDというものの、調達要求を

しました。これに従って、政府はこの要求にこたえて、あそこ北富士の各部

落の土地を連合国に提供するように私はなつたものだろうと、こう思つて

います。この土地のうちに、その当時山梨県の所有地があるわけなんです

で、これは国と県との交渉で、県有地を山梨県から借りるということにつ

いては承諾があつたようでございます。しかし、その部落における入会地の使

用が制限を受けたことについては、一度も正式に承諾を求めたことはい

ません。先ほど入会権は認めない、こ

ういう態度はよくないと思ふ。少なくとも入会権というのは、民法を見て

も物権なんです。特に慣習的に入つて

いる以上は、物権としてこれは明らかになつては、物権としてこれは明らか

なわけなんです。そういうものを頭から入会権は認めないという態度だか

ら、演習地問題がいままでたつても片がつかないのだらうと私は思つて

います。そうでなくて、実際県と交渉したならば、もう一度その土地の部落の人

たちが正式に承認を求めた事実はないわけなんです。また、民有地のあるその

接収についても同様なんです。あそこ

は民有地が少しあります。これについて正式に交渉したことはい

ません。この点について一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(丸山信君) 入会権とい

うものが官有地にあるかということにつ

きましては、学者の間にはいろいろ御議論がありま

すけれども、政府では、単に調達庁のみならず、これまで権利

というものを認めて参らぬという方針のもとにきてお

りますので、先ほど申し上げましたように、権利者としての

立場においてこれまでいろいろ契約をし、了解を求めたことは私はないと思

います。それはそのような事情に基づ

くものであります。しかしながら、実際に損害をこうむる、これは実際の損

害であるから、政府とすれば補償すべき問題である、このように考

えておられます。これまでも先ほどの調査書にもありま

したように、金額の補償をいたして参りました。最も大きな金額になつたの

は忍野村でございます。あと中野、富士吉田市の関係の方

が少いございまして、これは実際の事情に基づ

くものでございまして、そのような事情になつてお

りますので、これは調査に基づきそのような措置を

ちやうど先ほど返還という問題が、内容において、いろいろ政府が言う返

還と地元の方の言う返還との間にびつたり一致した点がないではないかとい

うような点と同様に、また、入会に關する問題も今の

ような食い違いがあることも私も十分に存じております

が、政府の方では、これまでの方針は、今のように実際の損害を補償してい

たい、このように存じております。○安田敏雄君 民法の物権の編を見

ますと、これは入会権は物権の一種であるといふことになつてお

るわけなんです。この点はどうですか。○政府委員(丸山信君) その民法の

入会権というものは現在のものがなく、これは先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、先ほど

に考へておるわけだ。これを国が否定してかかれ

ば、これは演習地問題は、絶対政府が言うように私は解決つ

かないだらうと思つておるわけなんです。そういう意味合

いにおいて、やはり住民が親の先祖代々から持

つておるというこの入会権について、土地を借り

るのに、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

の方へは正式な手続をして、こちらの方へは正式な手続をして、こちら

関係者の方と国内の法規、手続に基づいて処置して

きたのでござい

ます。この北富士関係におきましては、あそこ

は国有地と県有地が大部分でありまして、若干の民有地がござ

います。民有地の方は所有者の方と賃貸契約を結

んで今日に至つております。官有地に関するま

あ入会権の問題、これは梨ヶ原という、今

もお話がありま

す。た所も国有地でございますが、こ

う国有地に関する入会権という法律上の権利とい

うものは、政府の方では、大正十四年以來、判例に

従ひまして、ざつとこれを認めないとい

う建前を遺憾ながらとております。学

者の中には、いろいろ議論はござい

ますけれども、そのような方針をとつ

てきてお

ります。従ひまして、調達庁もそれに従つて、格別

にその方々の特

す。特に最近はこの問題を見ますと、地元のあそこ立ち入り禁止の自衛隊の演習や、米軍の演習阻止に入る住民ののぼりを見ても、いまだ憲法擁護なんというのぼりを立てて行っている姿、こういう姿が見られるというところは、これは今までのその演習地問題は、イデオロギー的な問題を、報告書の中にもありますが、なるほど含んでおらなかったが、政府があなたの言うような態度である以上は、だんだんそういう問題がイデオロギー的に、思想的に発展していく、これは政府が損なんです。それを地元のそういうような祖先の代からの入会権、これは実際中央の出先機関とか、あるいは県庁においても、この入会権は地方知事、その地方の首長でさえも尊重してきた。国民がそういうように尊重しておるのに、政府が一方的に入会権は認めない、これはちょっと私としては納得できないのです。入会権を認めないというならば、補償を何も払う必要はない、そうでしょう。こういう点についてどうでしょう。しかも、まあこれはあとにもまた質問したいと思えますけれども、行政協定の実施に伴う強権を発動するなり、土地使用に関する特別措置法というのものもあるわけなんです。あるいは土地収用法もあるはずなんです。そういうものをどんどんと強権を発動すれば演習地に使えば、そういう行為もしてないのですよ。正式な交渉も承認も得てない、強権も発動しておらない、それで使っておるといふことになると、これはもう話にならぬ。違法なんです、不当なんです。こういう点についてどうですか。

○政府委員(丸山信君) 私は、決して違法、不当の処置をしておるとは思いません。先ほど来繰り返しますように、入会に関する権利なりやどうか、法律上にいうところの権利なりやどうかという議論は、非常にむずかしい問題でございまして。なかなか私限りにおいてこの判定するとか認定すべきだということではございません。従いまして、われわれは、従来まで政府がとってきたところの方針によりまして、官有地に入会権なしという法律上の建前で進んできております。しかしながら、実際の処置といたしましては、入会慣行というものは十分に尊重いたしております。これは昨年の八月、江崎長官の言葉の中にもありますように、入会慣行というものは十分に尊重いたしますので、その慣行による措置が演習のために阻害された実績、これはやはり政府が補償すべきものと考へて、これまで補償措置をとって参りましたし、今後その方針で補償いたす、かように考へております。

○安田敏雄君 私には強弁としか受け取れぬのですが、それではあそこには民有地があるはずですよ。民有地についても正式に交渉しましたか。そうして、その使用する権利を農民から進んで求められたことがありますか。

○委員(吉江勝保君) 質疑の途中ですが、委員の異動について報告いたします。ただいま石原幹市郎君が辞任され、平島敏夫君が選任されました。

○政府委員(丸山信君) 民有地につきましては、私が先ほど来申し上げましたように、権利者の方と賃貸契約を結んで、その賃貸料を支払う措置をとっております。

○安田敏雄君 忍野村の民有地の所有村民が持つておる土地について、演習地に使用するのだという承諾を得てあるのですか。

○政府委員(丸山信君) 直接業務を担当しております不動産部の次長から詳細の点は答弁させたいと思ひます。

○説明員(小宮山賢君) 忍野村の北富士演習場における民有地の借り上げ契約が現在あるかということでございますが、たしかこの前の八月九日の忍草の立ち入りがあるまでは基本契約がありまして、契約更新同意をしていただいたと思ひますが、あれ以来、所有者の方は、私の方から更新同意書を送りまして御調印して下さらないという状況であることは確かであります。

○鶴岡哲夫君 丸山さんに伺ひますが、国有地の中に入会をする権利を持つていた。これは私、事情はよく知らないのですが、その周辺の土地が国有地になった経過、そういうものを考へなければいかぬと思ひますが、とにかく国有地に対して長年そこに出入りし、そうして下草を刈る、あるいは草を刈るという入会の慣行というものがあつた、これはお認めになっておるわけですね。それじゃ、その慣行を取り上げるについて何かの承諾を得られたのかどうかということなんです。何も得てないのですか。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、長年その土地に出入りができて、そうして草やそだを取る慣行があつた。これがいわゆる民法上という権利かどうかということが問題になっておるのでございまして、これは議論はございまして、先ほど申しました判例以来、政府の方では権利としては認めない、こういうことでございまして、権利者に対する承諾を求めるとか何とかの措置はとっていない。しかし、もちろん実際問題として、当時おそれ、二十四年当時は初めから、県を通じ、皆さん方にはこれは御了解は求めてあると思ひます。法規上というところの、今、契約書その他の問題は、実際上の問題としてはそのようにしてきたと思ひます。

○鶴岡哲夫君 この入会権の問題は、これはまあ成立以来からいろいろ経過がありますから、事情を私知りませんけれども、おそれるその辺は入会地じやなかったのじやないかと思ひますけれども、国有地になったんだと思ひます。それはまあそこどうこうというわけにいきませんけれども、しかし、国有地に対して長年の入会という慣行がある。それに対して、それを取り上げるということについては何らの契約がないという、あるいは取りきめがないという、契約がおかしければ、取りきめがないという、そういうことなんでしょうか。

○政府委員(丸山信君) その権利に対するものというものはないのでございまして、先ほど来申し上げましたように、その慣行を尊重しました結果、それに関する実際上の損害というものは補償するという建前で、その実際の損害に關しては申請書が出され、こちらと協議しまして補償契約というものをいたしまして、これまで支払いを済ましてきておるものであります。

○山本伊三郎君 それは入会慣行は、

これはもう慣行といつても入会権はあるんだ、その人は。それを何も契約書もなくして取られたというのだが、実際は了解をしたと言われるけれども、やる前にしてないと思ひます。はっきりとあれをやる場合に了解をさしておるかどうか、その点をはっきりここでして下さい。

○政府委員(丸山信君) 遺憾ながら、二十四年の出された当時の実際のことをお私今存じておりませんが、とにかくその後入会慣行に関する補償と申しますか、その補償契約というものはずつとやってきたことは事実でございまして。

○山本伊三郎君 それは二十四年にはあなたは知らぬから知らないということとそれが済むことじやないんです。あなたは今調達局長官として、政府の代表として来ておられる。その当時どうしたかということをお問ひしておる。わからなければ、今わからないから次に答弁するなら答弁する、これははっきりしてもらひたい。うやむやのままで終わつたら困る。従つて、その当時入会慣行を取る前に了解を得ておるかどうか、得ておるなら得ておるといふことを言つて下さい。

○政府委員(丸山信君) その入会権利者としての御了解というのか、そのときに契約のようなものはないことは、これは事実でございまして。ただ、その慣行のある方々として了解を私は県庁を通じて求めたと思ひますが、それは今のところわかりませんので、調べました上で、また御答弁いたします。

○安田敏雄君 県を通じてあなた求めたおるだらうなということでは、こ

れは、いふん不見識じゃないですか。調達要求に基づいて、国がその現地の演習地を手に入れようとするというとき、こういう行為を起さそうというときに、あなた県を通じて、農民のその入会権——農民は入会権があると思っておる、確信しておるわけでありまして、まあ入会権の問題はあとにして、そこに入って実際に営業しておる、そのことに支障を生ずる、そういうような支障を生ずる問題について、調達庁が県を通じて交渉をして契約を求められたらどうなんというあいまいなことでは、これは私はならぬと思うわけなんです。だから契約してあるのかないのか、一体契約したらどういう契約がなされておるのか、そういうのを明らかにしてほしいと思います。

○政府委員(丸山信君) 契約がしてないということとはさきから何回も繰り返して申しておるのであります。入会権という権利は政府は認めておらないのだから、契約はしておらない、こういうことはもう何べんも繰り返して申し上げたつもりでございます。それから、しかしながら、慣行を尊重して補償して参ったことは事実でございます。これは補償契約によっていたしました。なお、山本先生のお話で、当時県を通じて、しかし、何らかの御了解を得たかどうかという点は、私は今はわかりません。それから今、安田委員の御質問の、PDを県でやるのはけしからぬじゃないかという仰せでございますが、当時は、たしかこれは県もPDを取り扱う仕事をしておった筋でございますので、県がやるということとは、必ずしも筋違いのものではないと思えます。

○山本伊三郎君 はつきりしておきたいのですが、今わからない。しかし、それは調べて、だれがどなたに了解を求めたかというのをこの次はつきりして下さい。いいですね。ちょっといいならいいと速記にとめておいて下さい。

○政府委員(丸山信君) 御質問の通り、できる限り調べまして、次回に御返答いたします。

○山本伊三郎君 あなたでできる限り、そういう何か非常に——あなた今責任者でしよう。だから、やった結果は不明であるかどうかは別ですよ。けれども、私が今言ったことは、その当時やっていたかどうかというのをあなたに調べるということをはつきり言ってもらいたい。

○政府委員(丸山信君) 承知いたしました。

○安田敏雄君 まあこれは入会権の問題、慣行を含めた入会権ですね、慣習を含めた。これを政府側は全然認めない。ただ生活上ですね、実害補償してやるんだ、こういう見解に立っているわけですが、これはそれならばそれでいいのですが、この点については私はもう少し調べて、次に一つまたこの問題でやっていたいと思うんです。ただし、入会権や入会慣行が認められるという結論に立てば、これは政府が今まで何もしていない、正式にその契約も、あるいはその他の何もしていない、従って、不当に使っているということがある。その北富士演習場については言えるわけなんです。こういう点もありませんので、非常にこの点は重大な問題でございますから、私この問題については次回に保留いたしまして、きょう

はこの辺でとめておきたいと思えます。

○伊藤道雄君 時間もだいぶたっていきますから、ごく簡単に両長官にお伺いいたします。

この四月二十日の当内閣委員会では防衛庁長官の御出席を要請したわけですが、ところが、あいにく衆議院の内閣委員会の関係で見えなくなりました。そこで、その面を一点だけお伺いしたしたいと思います。まず、相馬ヶ原の誘導弾の試験の問題について

は、その当時、官房長、それから装備局長が御出席になって、例の相馬ヶ原は、御承知のように、国際的にジラード問題として、ジラードが日本人である農婦を射殺したという大きな悲劇のあった現地であるので、しかも、装備局長のお話によると、この試験については、ごく短距離、二百メートルぐらいの距離の範囲であって、ことさら相馬ヶ原で試験しなければならぬという絶対的な条件は何もないという答弁であったわけですね。しかしながら、長官がお見えにならないので、官房長、装備局長としては、私が強くこういう悲劇のあった所で誘導弾の試験をやることはきわめて不適切だ、しかも、その点を現地並に各方面の民主団体非常に憂慮をして、今盛んに反対運動を盛り上げつつある、こういう情勢の中では、ぜひ一つこれを中止してもらいたい、こういう要請に対して、長官お見えにならないので、答弁が保留になっておったわけであり

ます。答弁できまじやうと言います。そこで、責任者として明確に、ただ単なる答弁でなく、こういう悲劇のあったという点を十分考慮に入れて、さらにまた、相馬ヶ原でなければならぬという絶対的な条件がないことをあなただの部下がおっしゃっている。こういうこともあわせ考えていただいて、ただ答弁すればいいのではなくして、ぜひこの地元民の声を聞いて、一つ適当な地を他に求めて、中止してもらいたいというこの要望を兼ねて、まず一点お伺いするわけでありまして、

○国務大臣(西村直己君) 新しい一種のロケットというものを、たしかわずかな距離、二百メートルぐらいのものを使って性能を試験をしたと思えます。それで、もちろんこれは爆薬等を使ったものじゃなくて、推進が入っていけない、ロケットでも、距離その他私の聞いているところでは、バズーカ砲くらいなものではないかと思うのです。普通危険というものは何らないわけでありまして。ただ民心がいろいろ動揺しやすいといえ、十分その点を考慮しなければならぬ。ただ、しかしながら、同時に、またわれわれも努力が足りないものであります。ミサイルであるとか、ロケットに対して十分御認識をいただかなければならぬと思うのであります。ミサイルであるから、ロケットであるから危険である、普通の爆薬を使ったものであるならば危険程度が少ないというこれ自体が、私は、イデオロギーを持っていろいろミサイルに反対なさるなら、これは別であります。純粹に考えていた場合におきましては、ミサイルだから危険だとか、ロケットだから危険だとかいうことは簡単に言えない。そこで、私どもは新島の問題につきましても、御承知の通り、あのミサイルは簡単な推進剤だけを用いて、爆薬を使わない。

糸川さんのロケット発射よりも、もっと危険は少ないのだと言って、だいたい島民に御納得いただいているのであります。十分そういう趣旨でわれわれも誠意をもって御理解をいただきながら、やはり必要に応じて——ただこの相馬ヶ原を、それじゃ今後具体的にずっと、しかも、大量に使うかどうかということは、現地の事情と合わせて、よく今後考えて参りたい、こういうふう

に御答弁申し上げます。

○伊藤道雄君 私の要望であり、お尋ねしたい点は、まだ現地民を含めて、日本人としては、誘導弾あるいはミサイル等についての知識は、相当普及というところにはいっていない。これはたまたまに同感です。だからこそ地元民は非常に不安を持っている。これはただ単なる演習場でなくして、繰り返して申し上げるように、ジラード問題を起した一大悲劇の発祥地であるので、相当まだなまぬきという段階であるわけなんです。そういう所を特に選ばれないで、も、広い日本の国内で適當の地が他に

あるのではないだろうか。だからここでお願いしたい点は、十分この点を考慮してもらいたいということなんです。そこで、すでにその日程については決定をしたのか、決定したとすればいいののか、さらにまた、もし日時も決定したということであるならば、ぜひそれを覚えてもらいたいということ、そういうことをお願いいたします。

○国務大臣(西村直己君) 細部のことでございますから、日程の決定日は私はちょっとこの席で存じておりません。もし必要でありますれば、後日調べて正式に御報告申し上げます。いいのでありますが、私いたしましては、

やはり防衛目的を達するために必要なものは、近代兵器の開発試験というものはやらなければならぬ。また、これに対して理解を求めていただかなくてはならぬし、また、御理解をいただける方面には、極力その目的等も普及していただく、こういう意味から具体的にこの相馬ヶ原がいいか悪い、これは十分もう一ぺん部内においても事情を調べさせます。ただ私が、それじゃ相馬ヶ原は使わぬという事は言明できません。やはりこれは使う必要があれば使わしていただく。ただ、使わしていただく行き方については、慎重な考慮を払うのが当然である、こういうふうに申し上げます。

○伊藤道雄 結局先ほどから言っているように、特殊事情の地帯であるので、こういう点を十分頭において検討してもらいたいということ、そういうことをさらに御検討をいただきたいと思ひます。

それから丸山調達庁長官に、この四月二十日の当内閣委員会、日米合同委員会、施設特別委員会の全委員の構成メンバー、たとえば所屬、階級、氏名、こういうものについて早急に提出いただきたい。ところが、もう三週間余以上経過してきているのに、いまだに提出がない。これは丸山長官の性格をよく現わしていると思う。先ほど来問題になっている北富士の問題、それから一昨年から三年ぶりで約束を三回もしている太田・大泉飛行場返還の問題についても、一昨年は、昨年の三月までにはおそくも返還いたします。そして昨年は数回にわたって、三十五年に

は返還いたします。そして昨年の十二月の当内閣委員会、あなた閣下に出でから、今国会中では解決したいから、一つぜひごかんべんいただきたい、こういう確約を何回もしてきているにもかかわらず、いまだに何らの端緒も得ないということは、あなたは今資料提出を要求したにもかかわらず、三週間経過してしまっている。三週間経過してしまっているから返還がなかなかに実現しない、こういう事態を繰り返している。国会の場で三度約束したことに對して、いまだ誠意を見せないのは、無能であるか怠慢であるかというのをしるべきあなたに追及したわけだ。まことに心外にたえないわけです。もう忘れてしまったのですか、資料の提出を。ただ単に資料のその提出を追及しているのじゃない。たとえば資料の提出を求めて、三週間にわたって、耐えがたきを耐えて今日までおとなしく待っているが、いまだ提出がない。ただ単なる資料の提出という問題じゃない。北富士、太田・大泉飛行場返還の問題、こういう返還問題に對する一連のあなたのいわゆる怠慢の態度がここによく出ています。従って、この具体的な問題を通してあなたに伺ひたいわけなんです。責任ある答弁をいただきたい。ほんとうに心外にたえない。

○委員長(吉江勝保) 委員長の方よりちょっと申し上げますが、ただいまの資料は調達庁の方から委員部が受け取りまして、書類箱の方に入れてあると申しておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信吾) 太田・大泉の問題はまことに遺憾に存じますが、御要求の資料は委員部の方に提出していただきました。

○委員長(吉江勝保) 他に御発言もなければ、報告書に関する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(吉江勝保) 引き続き、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。両案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側より出席の方は、西村防衛庁長官、丸山調達庁長官、加藤官房長、海原防衛局長、小野人事局長、塚本整備局長、麻生防衛審議官でございます。質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道雄 私も社会党は、委員長並びに与党委員の皆さんが、数を頼んでのきわめて非民主的な運営について、非常にふんまんの意をもって、一大決意をもって退場いたします。

○委員長(吉江勝保) 委員長より申し上げます。規則によりまして決定をいたしましたのでございまして、御退席にならずに、御審議を願ひたいと思ひます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。その間に、社会党の委員の方には御出席を要請いたします。

○下村定君 私は、防衛問題に関しまして……

○委員長(吉江勝保) 自民党の委員の方も、一つ全員御出席を願ひます。

○下村定君 防衛問題に関しまして、

総括的の御質問を申し上げたいのでございまして、本日は総理大臣の御出席がございせんので、この種の質問は、明日総理大臣と御同席の際にお伺ひしたいと存じます。

なお、この防衛二法案につきまして、もう相当に衆議院で審議が進んでおります。それに関連した、付帯した問題はのけて、なるべく早く防衛二法案そのものの審議に入りたいと私は考えております。その前に、順序として、一つ二つだけ防衛庁長官にお伺ひいたします。

去る五月二日に、新聞によりまして、国防会議の構成員の懇談会が持たれたようでありまして。そうしてその際、意見の交換されましたことが新聞に発表されておりますが、あれは当局から御発表になったものでありますか、あるいは新聞の方で推測して書いたものでございまして、まずそれをお伺ひいたします。

○國務大臣(西村直己君) 五月二日に、長時間にわたりました国防会議懇談会を開かれたことは、御存じの通り、事実でございまして。ただ国防会議懇談会は、あくまで議員の立場におきまして、自由闊達な意見を申し述べたものでございまして、その内容は、速記等もとれませんし、また同時に、特別に発表等はいたしません。ただ、非常に新聞社は、特に防衛関係につきまして御熱心な面もありますから、そういう面から、ごく会議においてどんな問題点があったかというところは多少お話を申し上げております。個々の意見は申し上げておりません。それらと、それから平素各社でいろいろ取材をなされておられるものと組み合わせられて、一

つの意見というものの、あるいは報道というものをされたのではないかと、こういうふうな受け取っております。私の方から、二次計画についてはこういう内容でございまして言うまでにはまだ固まっていらないのが実際の状況でございます。

○下村定君 そういたしますと、第二次計画の内容というものは、また本委員会の審議の対象にはならないわけでございますね、その点をお伺ひいたします。

○國務大臣(西村直己君) 率直に申し上げますと、二次計画そのものを本委員会——もちろん国会中——でございながら、行政府としてこれらの案を作らなければなりません。同時に、御承知の通り、一月五日に国防会議を開きました際の決定に、二次防衛力整備計画は、すみやかに防衛庁において一種の原案を作成して、国防会議に提出の上、本会議において慎重これを審議する、こうなっております。その原則に従ひまして、ただいま防衛庁におきまして、各幕あるいは各関係局、日夜いろいろな角度からやっておりますと同時に、これは単に防衛庁限りが勝手にひとりよがりをやってもいけませんので、関係の省とも多少ずつ事務的には打診をしながら、防衛庁案を得べく努力をいたしております。

そこで、できますれば五月中旬くらいに国防会議まで防衛庁案を出せるように努力をいたしたいと思ひます。出しましても、それは単なる防衛庁の原案でございまして、政府の原案でございませぬ。政府の案が確定いたしましたときは、これは必要に応じては委員会

で、將來この国防會議懇談会等を十分に活用してもらひまして、さらに広い意味のあらゆる角度から防衛体制、言いかえますれば、国防會議の議員のメンバーに、將來は必要に応じては他の所管大臣にもなつてもらつて、たとえば一つの道路計畫、あるいは教育というものを考えましても、これが広い意味の国の守りと結びつくような面から検討を加えて参りたいと思ひます。自衛隊自体の問題といたしましても、防衛力整備計画そのものだけではなく、ただいま精神要綱等も部内におきまして検討をいたしております。ある

いはそれ以外に機軸の拡充と申しますか、国防省昇格というようなものも、われわれは将来こういつた国防会議の検討の議題にもして参りたい。同時に、またそれ以外の日米安保体制等とっておりまますから、これらに対する基地に對しまして理解を求め、必要な限度の基地は、国際信義上、日本が提供し、これを維持して参りたい。そのかわり、言いかえますれば、必要がなくなつたと思うならば、勇敢に私は返還を求める。言いかえますれば、基地行政が中腰であつてはならない、与えるべきもの、提供すべきものははっきり

は返していただく。同時に、これらについての私は国民に対する啓蒙も必要だろうと思います。また同時に、新兵器、言いかえますれば、ミサイル等に対しまして、ミサイルと原爆と一緒にして反対運動をやるような一部の方もあるわけでありまして、われわれは近代兵器——ロケットあるいはミサイル等に対しまして、十分防衛庁側として、あるいは国防会議を通して各方面

から御理解をいただいて、特に基地の問題などは、防衛庁、調達庁だけですべてを背負って解決しようと思つても不可能な問題でもございますので、たとえば一番いい例は騒音対策でございます。騒音対策は厚生省あるいは文部省の関係にもなつて参ります。また、基地の関係では、農林省あるいは建設省に条件的に相当御援助をいただいて初めて基地の環境改善ができる場合もございます。こういったようなことをやはり国防会議あるいは防衛庁側といたしまして、今後防衛全体のこの体制の中に織り込んで参りたい。と同時に、もう一つは、国民にPRをいたさなければなりませんので、二次防衛力整備計画等がもしきまりますれば、国防白書等も、部内におきまして、多少素案を用意しつつございまして、それらを発表いたしました。自衛隊の現状、あるいは将来どういう形であるべきか程度のものは国民にやはり問うて、国民の批判なり、必要に応じては国民の御理解の材料にも供したい、こういう考えでございます。

○下村定君 この問題につきましては、同じことを私、明日総理大臣にお伺いいたしまして、その上で、必要があれば私の所見を述べさせていただきます。

これからいわゆる防衛二法案の本案に入らうと思つて、その中で、陸上部隊を十三個師団に改編すると申しますことは、これは今度の二法案の中の一つの大きな眼目だろうと存するのであります。これにつきましては、すでに衆議院におきまして、いろいろな観点からたくさん質問がなされました。また、当局からもそれぞれ御答弁

があつているのでありますが、その全般を私は調べますと、御答弁のなされ方が別々である、字句が違うというようなことで、そのお答えの中で多少のズレがある。大きく申しますれば、統一を欠く点がある。また、一方におきまして、何だかいわゆる隔靴掻痒で、もう少しはつきりおっしゃつていただきたい、遠慮することはないんじゃないかという点もたくさんあるのであります。

そこで、私は、これは潜越なお願ひかもしれませんが、この際、あらためて防衛庁長官御自身から、いわゆる統一的な権威ある御答弁をいたしたいと存するのであります。つきましては、衆議院の審議の過程において、私の気のつきましましたことを一、二これは御参考までに申しますから、その点についてもお触れ願ひたいと思う。それは四つございまして。

第一は、十単位を十三個単位に直すということは、これは機動力を増すのだ、使いやすくなるのだという御答弁が多いようにございまして、私は、そのほかにも一つ大事なことがあるのじゃないかと思う。それは小さくなった単位の個々の独立した戦闘能力を発揮するのに便利であるという点もこれは重要なことではないかと思う。それと、これに核武装をするかどうか、戦術的の核兵器を持たせるかどうかというところが問題になつておりますが、この点についての考えをはつきりお述べになつていただきたい。私は、核兵器を持つのはその国の政策によつてきまることであつて、核兵器を持たなくとも、この種の編成というものは十分役に立つと考へておるのであります

が、その点はいかがでございましょうか。御答弁を願ひます。

それから第二は、今度の改編が、何か治安維持ということに非常に関係のあるように言われ、また、質問によつては、何かおだやかならぬ目的を持つてそれが行なわれるのじゃないかという質問も出ております。これに対してはつきりしたお答えをいただきたい。私は、これはもう警察予備隊時代、あるいは保安隊時代のことを考えれば、もうそういう質問は起こらないはずだと思ふ。まあ出ておりますから、この点を一つ確かめていただきたいと存じます。

それから第三は、今度の改編が日本の国情に適するかどうかという御説明であります。その御説明に、地形に適するのだということが非常に強く言われておりますが、私は地形だけではなないと思ふ。間接侵略の場合にはもちろんのこと、直接侵略の場合、すなわち、外敵の侵略を受ける場合におきましても、いわゆる第二次大戦のときの上陸作戦の仕方と今とは違ふのであります。昔のやり方であれば、北海道とか九州とか、大い敵の来そうな所に重点的に兵力を固めて置けばよかつたのであります。

現在はそのような戦法はとらないと思ひます。そういうことから、単に地形に適するということだけでなく、国情に適するということが、今のようにはつきり理由があるということをはつきりおっしゃつていただきたい。

第四の点は、なぜ第二次防衛計画の決定を待たないで今年から十三師団改編をやらなければならぬかということとであります。この点があまり出ておらないようですが、以上四つの

点でございます。これはここですぐ長官から承ればけっこうでございますが、非常に時間をとると思ひますが、次の劈頭に同じことを一つお尋ねしますから、その際にまとめて御答弁を願ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。

なお、散会後、委員長理事打合会を開かれましたが、委員長理事の打合会が委員長といたしましては、次回の委員会は明日、五月十二日午前十時より開会をいたします。付議の案件といたしましては、順序に従ひまして、労働省設置法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、午後防衛二法案、給与二法案、大体これを議題にいたしたいと存じて、散会后、委員長理事の打合会をいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会